

第四次取手市男女共同参画計画

令和8年度 年次報告書 (令和7年度実施分)

取 手 市

目 次

第1部 計画の進捗状況

1 計画の体系	P3
2 各事業評価のまとめ	P5
3 基本目標ごとの進捗状況	P6
基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	P6
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	P7
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	P8

第2部 施策の実行状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	
主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	P10
主要課題 2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	P13
主要課題 3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	P17
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	
主要課題 4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり	P20
主要課題 5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	P24
主要課題 6 生涯にわたる健康の支援	P30
主要課題 7 男女共同参画の視点に立った防災対策	P32
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
主要課題 8 男女共同参画の視点に立った意識改革	P34
主要課題 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	P37

第3部 数値目標の達成状況

主要課題ごとの数値目標の達成状況	
基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	P41
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	P42
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	P43

資料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)	—
取手市男女共同参画推進条例・施行規則	—
取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図	—

はじめに

第四次取手市男女共同参画計画 令和8年度 年次報告書

(令和7年度実施分)

1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例(平成17年1月4日施行)」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組み、さらなる改善につなげます。

2 本報告書の構成

第1部 計画の進捗状況

第四次取手市男女共同参画計画に掲げる3つの基本目標に紐づく9つの主要課題ごとに、各事業の評価をまとめ、基本目標ごとに評価を行いました。

第2部 施策の実行状況

9つの主要課題に紐づいた施策の実行状況について、個別事業ごとの担当課が取組の有無と成果を明らかにしました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

第3部 数値目標の達成状況

主要課題ごとの数値目標の達成状況を把握しました。数値目標の達成率が芳しくないものについては事業担当課に要因を確認し、改善を促しました。

第1部 計画の進捗状況

1 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向性
1 誰もが輝き活躍できる社会づくり【女性活躍推進法の推進計画】	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大  重点	(1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大 (2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進 (3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進
	2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備   	(4)ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現  (5)子育て・介護支援体制の整備・充実
	3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進   	(6)家庭生活における男女共同参画の推進 (7)地域社会における男女共同参画の推進 (8)男性の家事・育児・介護への参加の促進 

基本目標	主要課題	施策の方向性
2 誰もが健康やかに安心して暮らせる社会づくり	4 あらゆる暴力を許さない社会づくり (取手市 DV 対策基本計画含む)   重点	(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援【取手市 DV 対策基本計画】 (10)安心して相談できる体制の充実【取手市 DV 対策基本計画】 (11)あらゆる暴力やハラスメントの防止
	5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援    重点	(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備 (13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (14)障害のある人々の自立した生活に対する支援 (15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備 (16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり
	6 生涯にわたる健康の支援  	(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援 (18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進
	7 男女共同参画の視点に立った防災対策 	(19)災害対策への男女共同参画の視点強化 (20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大

基本目標	主要課題	施策の方向性
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の視点に立った意識改革   	(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (22)人権尊重意識の啓発 (23)国際社会の取り組みへの理解と協力
	9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進   重点	(24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発 (25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

2 各事業評価のまとめ

達成度(実施状況)

成果指標		令和6年度	令和7年度
A	十分に成果を上げている	48 事業 (27.9%)	59事業 (34.3%)
B	一定の成果を上げている	39 事業 (22.7%)	53事業 (30.8%)
C	あまり効果が上がっていない	2 事業 (1.2%)	3事業 (1.8%)
D	実施していない又は、ほぼ実施できなかった	0 事業 (0%)	0事業 (0%)
—	評価不能 ・成果が現れにくいもの ・単年度での評価ができないもの ・不可抗力により事業が中止または未実施	83 事業 (48.2%)	57事業 (33.1%)
※達成度(実施状況)は、担当課の自己評価による		172 事業 (100%)	172 事業 (100%)

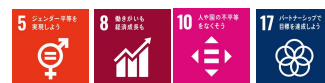
令和 6 年度に開催した取手市男女共同参画審議会からの建議に基づき、令和 7 年度年次報告書(令和 6 年度実施分)から成果指標を変更した。

【参考】令和 5 年度以前の達成度(実施状況)

成果指標		令和 4 年度	令和 5 年度
A	実施済みで十分に成果を上げている	118 事業 (68.6%)	126 事業 (73.2%)
B	実施済みで成果を上げている	51 事業 (29.6%)	45 事業 (26.2%)
C	実施済みであるがあまり効果が上がっていない	1 事業 (0.6%)	0 事業 (0%)
D	未着手もしくは実施が困難な状況にある	0 事業 (0%)	0 事業 (0%)
—	評価不能 コロナ禍で事業が「すべて」中止	2 事業 (1.2%)	1 事業 (0.6%)
※達成度(実施状況)は、担当課の自己評価による		172 事業	172 事業

3 基本目標ごとの進捗状況

○基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり



主要課題	A	B	C	D	－	計
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	5	6	2	0	7	20
2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	8	8	1	0	8	25
3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	7	4	0	0	7	18
合計	20	18	3	0	22	63
(過年度実績)令和6年度	17	14	2	0	30	63
令和5年度	35	28	0	0	0	63
令和4年度	34	28	0	0	1	63

【未実施の事業】(2 事業)

- 事業番号 6 …制度の見直しに伴うもの(評価不能に含む)
- 事業番号 46 …制度の廃止に伴うもの(評価不能に含む)

【主な数値目標】

事業番号1 市の各種審議会等における女性委員の割合 (市民協働課)

R4	R5	R6	R7	R8目標値
32.9%	28.8%	28.3%	24.5%	35%以上

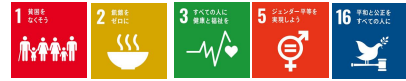
事業番号2 市の管理職のうち、女性職員の割合 (市民協働課)

R4	R5	R6	R7	R8目標値
14.0%	8.3%	10.7%	17.2%	25.0%

【進捗状況】

評価可能な取組のうち、「A 十分に成果を上げている」「B 一定の成果を上げている」の合計が92.5%を占めており、概ね予定どおり進んでいる。

他方、上記【主な数値目標】に掲げる事業番号1について、令和5年度以降は漸減傾向であり、目標値達成が困難な状況である。要因として、市の要綱等により設置されている協議会等において管理職が充て職となっているケースでは、課長職以上が対象となることから、事業番号2が漸増傾向に転じているものの、女性副参事職(課長級)が事業番号1に反映されていないことが挙げられる。この点について、令和8年度から漸増に転じる見込みである。



○基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

主要課題	A	B	C	D	—	計
4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり	5	7	0	0	13	25
5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	15	13	0	0	5	33
6 生涯にわたる健康の支援	1	8	0	0	0	9
7 男女共同参画の視点に立った防災対策	3	1	0	0	5	9
合計	24	29	0	0	23	76
(過年度実績)令和6年度	23	24	0	0	29	76
令和5年度	61	14	0	0	1	76
令和4年度	58	16	1	0	1	76

【未実施の事業】(1 事業)

- 事業番号114 …計画的に未実施としたもの(評価不能に含む)

【主な数値目標】

事業番号9 高等職業訓練促進給付金等事業受給者数 (こども政策課)

R4	R5	R6	R7	R8目標値
3人/年	6人/年	9人/年	7人/年	9人/年

事業番号18 女性の防災士資格取得人数 (安全安心対策課)

R4	R5	R6	R7	R8目標値
2人(累計6)	0人(累計6)	1人(累計7)	4人(累計11)	累計10人

【進捗状況】

評価可能な取組のうち、「A 十分に成果を上げている」「B 一定の成果を上げている」の合計が100%であり、概ね予定どおり進んでいる。



○基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

主要課題	A	B	C	D	—	計
8 男女共同参画の視点に立った意識改革	5	3	0	0	8	16
9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	10	3	0	0	4	17
合計	15	6	0	0	12	33
(過年度実績) 令和6年度	8	1	0	0	24	33
令和5年度	30	3	0	0	0	33
令和4年度	26	7	0	0	0	33

【未実施の事業】(なし)

【主な数値目標】

事業番号21 人権教室への参加者数 (市民協働課)

R4	R5	R6	R7	R8目標値
0名	149 名	177 名	119名	720名

事業番号23

職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数(指導課)

R4	R5	R6	R7	R8目標値
小学校3校 中学校5校	小学校4校 中学校6校	小学校 8 校 中学校 6 校	小学校11校 中学校6校	小学校14校 中学校 6 校

【進捗状況】

評価可能な取組のうち、「A 十分に成果を上げている」「B 一定の成果を上げている」の合計が100%であり、概ね予定どおり進んでいる。

第2部 施策の実行状況

■基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

【主要課題】1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

(1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

○具体的施策:市の各種審議会等への女性登用の促進・登用率の向上

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市の各種審議会等への女性の積極的な登用を促進します。特に女性委員のいない審議会等をなくすことを目指し、女性の参画拡大を図ります。	1	市民協働課	計画通り実施	庁内各課に対し、女性委員割合状況調査を行った。 ・内閣府調査(審議会) ・市独自調査(要綱等に基づく協議会等) また併せて、審議会等の委員改選の際には以下の配慮を行うよう周知した。 ①公募の活用 ②充て職による委員の固定化の見直し ③市民が参加する審議会等の開催方法の配慮(誰もが参加しやすい曜日・時間帯・オンライン) さらに、庁内グループウェアを通じ、全職員に対し「取手市男女共同参画庁内推進会議」会長(副市長)名で審議会等委員割合及び係長職の女性割合について現状を周知するとともに、職場の活性化に向けた意識づけを行った。	C	【審議会等委員】 ○女性割合 ・R6:28.3% ・R7:24.5% (3.8ポイント減) ○女性不在審議会等の数 ・R6:2 ・R7:5(3増加)	市の女性管理職割合が減少したことが主因と考えられるため、R6に人事課に対し女性活躍の視点から昇進制度の改善を提案した。R8以降の改善を見込む。
市の各種審議会等への女性の参画状況を定期的に調査し、結果を公表することで、市職員や市民の意識の啓発を図ります。	2	市民協働課	計画通り実施	庁内各課に対し、女性委員割合状況調査を行った。 ・内閣府調査(審議会) ・市独自調査(要綱等に基づく協議会等) また、調査結果を市ホームページの「第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書(R6実績)」内で公表するとともに、R7年版「統計とりで」に「審議会委員の女性割合」を掲載した。	C	【審議会等委員】 ○女性割合 ・R6:28.3% ・R7:24.5% (3.8ポイント減) ○女性不在審議会等の数 ・R6:2 ・R7:5(3増加)	啓発により、すぐに数値に現れるものではないが、庁内各課に対しては、女性割合の低い審議会・委員会等の担当課へ直接働きかけを行う。

(2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進

○具体的施策:管理職への女性の積極的登用

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
人事評価制度に基づき、能力や適性を性別にとらわれず公正に評価した上で、女性職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。	3	人事課	計画通り実施	人材育成を踏まえた人事評価研修を実施するとともに、人事異動による昇進を通じて女性職員の職域拡大に向けた取り組みを強化した。 また、茨城県自治研修所が実施する若手職員キャリアデザイン講座やキャリアデザイン講座に女性職員を積極的に派遣することで、長期的視野でキャリアデザインを構築できる女性職員の養成した。	B	○自治研修派遣 ・若手職員キャリアデザイン講座:女性職員1名 ・キャリアデザイン講座:女性職員2名 ○人事異動による昇進:R8女性新任係長職9名	

○具体的施策:女性活躍推進に向けた体制の構築

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
管理職としての能力開発に向けた育成体制を充実させるための管理職研修や仕事と家庭の両立支援講座などへ女性職員が多く参加できるよう、保育所等の女性職員が多い職場の女性職員が受講しやすい時間帯に研修を設定するなど、工夫をします。 また、女性管理職向けや女性活躍推進に関する研修についての情報を市民協働課と共有し、女性職員に受講を積極的に働きかけます。	4	人事課	計画通り実施	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共催で育児休業未取得者を対象とした「育児取得推進セミナー」を実施した。「育児取得推進セミナー」については、実際に育児休業を取得した職員も招き、座談会形式で体験談を語ってもらうなど、育児を取得する上での課題や取得することによるメリット等について理解を深めた。	B	○ライフプランセミナー受講者:19名(未就学児をもつ職員) ○育児取得推進セミナー受講者:13名(うち育児休業既取得者6名、育児休業未取得者7名)	
女性職員を対象とした県主催の「キャリアデザイン講座」に職員を派遣し、女性職員が長期的な視野でキャリアデザインを描けるよう、意欲の向上を図ります。	5	人事課	計画通り実施	茨城県自治研修所が実施する若手職員キャリアデザイン講座やキャリアデザイン講座に女性職員を積極的に派遣することで、長期的視野でキャリアデザインを構築できる女性職員を養成した。	B	○自治研修派遣 ・若手職員キャリアデザイン講座:女性職員1名 ・キャリアデザイン講座:女性職員2名	
メンター制度(先輩職員による若手職員の育成支援制度)を活用し、女性職員独自の悩みなどに対し、先輩女性職員がサポートできる体制を充実させていきます。	6	人事課	未実施	メンター制度の有効性や必要性について検討中であり、代替措置として人事課の女性職員が相談に応じ、必要に応じて精神科による「心の健康相談」等の窓口を案内するなど、個別の対応をとった。	-		今後も若手職員の意向を踏まえながら制度のあり方を検討していく。
男女共同参画に関する情報を定期的に提供し、職員の意識啓発を図ります。	7	市民協働課	計画通り実施	庁内グループウェアを通じ、職員向けに「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」についての情報を発信した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

○具体的施策:企業への意識啓発の推進・女性活躍の支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や、女性管理職が活躍する企業をホームページや男女共同参画情報紙「風」などで紹介し、企業における女性活躍推進の意識高揚を図ります。また、企業への男女共同参画視点での防災対策の啓発などを通じ、物事を決める場面における女性意見の組み込みの重要性や女性参画を推進します。	8	市民協働課	計画通り実施	市ホームページ「事業所向け」情報を掲載した。(新規) ・R7女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業が決定しました!(あなたにエール!~いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト~) また、取手市商工会の会員企業に対し効果的に情報発信することを目的に、市ホームページの「事業者向け」お知らせページを市商工会ホームページにバナー登録することを提案した。	A	市からの提案どおり、商工会ホームページに、市のホームページへのバナーを掲載していただくことができた。	
人材育成や、働く女性に関する法令・情報等を企業に提供し、女性の登用や活躍促進を支援します。	9	産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・(茨城県)女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内 ・女性活躍推進法特集ページのご案内(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) ・仕事と介護の両立支援に関するガイドライン〔事業No.10、22、38、52〕にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
女性活躍を推進するため、一定規模以上の従業員を持つ企業に国が策定・周知等を義務づけている「一般事業主行動計画」について、国や県からの最新の制度情報や策定のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援します。	10	市民協働課	縮小して実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・(茨城県)女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内 ・女性活躍推進法特集ページのご案内(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) ・仕事と介護の両立支援に関するガイドライン〔事業No.9、22、38、52〕にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策:各種団体等における女性の参画促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
男女共同参画に積極的に取り組んでいるボランティア・NPO団体や、女性メンバーが活躍する各種団体等をホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、市民活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	11	市民協働課	計画通り実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 〔事業No.45〕にも掲載	A	出前講座実施:1校	
ボランティア活動に取り組む人材を育成するための講座などを実施し、女性だけでなく、老若男女の市民活動への積極的な参加向上に努めます。	12	市民協働課	計画通り実施	ボランティア人材を募集したい団体とボランティアに参加したい人を結びつけ、ボランティア活動体験ができる「市民活動・ボランティア体験マッチングプログラム2025」を市社会福祉協議会と共催した。	B	・参加団体:10 ・参加人数:46名 (一般2・高校43・大学1)	
		社会福祉課(社会福祉協議会)	計画通り実施	地域において各種ボランティア養成講座や福祉体験などを実施し、高齢者から学生など幅広く多様な方々が参加した。参加向上に向けて社協情報誌、ボランティア情報誌(キュービット)。広報とりでなどで情報発信をした。	B	養成講座への参加者の中には、後日、サロン活動やボランティア団体に所属される方が一定数みられた。また、福祉体験も継続的に学校から依頼があった。	

○具体的施策:自治会等における女性の参画促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
男女共同参画に積極的に取り組んでいる自治会等や、女性メンバーが活躍する自治会等をホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、地域活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	13	市民協働課	計画通り実施	市民活動団体が自ら活動状況を広く発信できるよう、市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」を継続運営し、かつ情報発信がスムーズにできるよう支援した。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を紙ベースで公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。 〔事業№47〕にも掲載	A	R7新規登録:2団体	
各地区と行政のパイプ役である市政協力員を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、研修などの機会を通じて意識啓発を図ります。	14	市民協働課	計画通り実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。併せて、市ホームページ「防災・安全」>「防災・災害」>「災害に備える」において掲載し、広く市民へ周知を行った。なお、市政協力員にはR5,R6に市政協力員会議や電子回覧板において周知済である。 〔事業№44、110、112、115、139〕にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策:男女共同参画のための女性リーダーの養成

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
女性団体等の人材育成や指導者の養成を引き続き支援していきます。	15	市民協働課	計画通り実施	ガールスカウトと協働で大型イベントに男女共同参画コーナーを出展し、団体の人材育成やメンバーの新規募集等の支援も併せて実施した。	A	R7からの新規事業であるが、ワークショップや募金活動などを通じ、多くの来場者にガールスカウトの取組をPRすることができた。	
女性団体のネットワークづくりを推進し、市の男女共同参画事業を通じ、交流機会を充実させていきます。	16	市民協働課	計画通り実施	R6まで継続して実施してきた男女共同参画イベントが終了したことを受け、代替事業として実施した大型イベントへのブース出展において、ガールスカウト・市内私立高校・日本語学校と来場者が交流できる機会を設けた。	B	協力3団体同士の交流機会を設けることができた	

○具体的施策:市議会における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
政治分野へ女性が参画しやすくなるよう、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備を図ります(議会の欠席事由に出生、育児、介護、看護等を明文規定。育児や授乳できるスペースの確保等)。また、議員就任時にハラスメント防止研修を実施し、議員としての男女共同参画意識の啓発に努めます。これに加え、これから社会に出ていく子どもたちが議会・議員活動に対する関心を深められる取り組みを進めていきます(子どもが傍聴席に入れるように制度改正。中学生と議員との協働事業の実施)。	17	議会事務局	計画通り実施	取手市議会会議規則において、出生、育児、看護、介護、配偶者の出生補助を議会の欠席事由に規定しているほか、オンライン会議システムを活用した一般質問が上記事由により認められている。また、法令改正ではなく市議会例規の改正により対応可能である委員会(常任委員会等)については、議会例規を改正した上でオンラインによる出席を認めており、出生・育児期の環境との調和の取組も併せて進めている。平成30年から子どもも傍聴席に入れるよう制度を改正しており、プレイマツや乳幼児対応の補助便座を議会棟内に設置し、傍聴者も含め乳幼児にも配慮した環境整備に取り組んでいる。そのほかR7は、12月・1月には市内中学校、7月・10月には市内小学校との協働事業を実施し、出前授業や模擬議会を通して、子どもたちが議会や議員に関心を持ってもらう取り組みを行った。	A	○出生・育児・看護・介護・配偶者の出生補助の事由での会議の欠席:1回(R6:3回) ○オンライン会議開催数:1回(R6:4回) ○中学生と議員との協働事業:2回(R6:2回) 取手一中3年生・12/22 模擬議会代表の生徒21人参加 ・1/26 出前授業 第3学年全生徒 ○小学生と議員との協働事業:3回(R6:0回) 宮和田小6年生・7/1 出前授業 児童43人参加 ・10/6 出前授業 児童43人参加 ・2/20 出前授業 児童43人参加	

【主要課題】2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

(4)ワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

○具体的施策:市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
ワーク・ライフ・バランスについて、市広報やホームページなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりがライフステージの各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。	18	市民協働課	計画通り実施	市ホームページで、「ワーク・ライフ・バランスをご存じですか」の記事を掲載し周知を図っている。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
関係機関と連携し、市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努め、事業所の積極的な取り組みを促進します。各事業所において、長時間労働の是正や育児・介護休業取得向上等の両立支援の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。	19	産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	市商工会の会報を通じ、次期男女共同参画計画策定の基礎資料とするための意識調査への協力依頼及び周知を行った。 また、市ホームページにおいて以下のページを掲載した。 ・(経営者向け)仕事と介護の両立支援に関するガイドライン	-		市内事業所への男女共同参画意識調査における「ワーク・ライフ・バランスを可能にするための働き方の見直し状況」を問う設問では、R2と比較して「長時間労働の削減」などの項目で一定の成果が見られた。(ただし、市の啓発事業との関連性は不明)

○具体的施策:市職員へのワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組み

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、研修等を通じて意識啓発を行います。	20	市民協働課	計画通り実施	人事課と協働で、県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」の出前講座「未来を変える『はじめての一步』子育て世代の暮らし方見直しワークショップ」を利用し、未就学児の子を持つ若手職員向けの「ライフプランセミナー」を実施した。	A	○ライフプランセミナー 参加者:19名 受講後アンケートでは、内容を「良く理解できた」、「理解できた」の合計が100%であった。	
		人事課	計画通り実施	共済組合や職員互助会の各種助成制度を活用しつつ、市民協働課と協働で未就学児の子を持つ若手職員向けの「ライフプランセミナー」を実施した。	A	○ライフプランセミナー 参加者:19名 受講後アンケートでは、内容を「良く理解できた」、「理解できた」の合計が100%であった。	
特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度、育児・介護休業制度が男女ともに偏りなく活用できるよう、仕事と家庭生活との両立を支援します。	21	人事課	計画通り実施	結婚・出産・育児に係る休暇及び男性職員が取得できる休暇等をまとめた資料並びに庶務担当者研修会の資料の配信等を通して、職員に対して制度の周知を図った。	B	対象職員へは個別に詳細な説明を行った。	

○具体的施策:男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての情報提供や周知を図ります。	22	産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・(茨城県)女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内 ・女性活躍推進法特集ページのご案内(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) ・仕事と介護の両立支援に関するガイドライン[事業No.9、10、38、52]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策:起業・再就職に対する支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
起業家支援を行う取手駅前の「Match-haco」にて、創業スクールやセミナー等の開催を実施します。また、市内で活躍している企業が起業家の先輩として「起業応援団」となり、起業家を応援し、起業応援サービスや割引を提供します。	23	産業振興課	計画通り実施	一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、創業予定の方や創業して間もない方等が創業時に必要となる基礎知識等を習得できる「創業スクール」や「起業相談」事業を実施した。創業スクールは9月～11月に全5回コースで開催し、27名が参加した(男性14名、女性13名)。	B	○創業スクール参加者の女性割合 ・R4:48.1% ・R5:51.6% ・R6:53.3% ・R7:48.1%	
子育て等により離職し、再度の就労を希望する女性の再チャレンジを支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談、紹介、求人情報の提供等を実施します。	24	産業振興課	計画通り実施	ハローワークと連携し、取手市HPにおいて最新の求人情報を毎週更新し、最新の情報を提供している。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
女性の再就職者が多い保育士に対し、市内保育施設への就職相談会等を実施し、再就職を支援します。	25	保育課	計画通り実施	7月26日(土)取手ウェルネスプラザにて合同就職説明会を実施。ハローワーク龍ヶ崎共催、いばらき保育サポートセンター協力のもと開催した。参加者アンケートの結果からも好評をいただいた。	A	○合同就職説明会参加者:9名	
保護者の求職活動や就学についても引き続き保育所の入所条件とし、安心して就職活動や、スキルアップのための就学ができるよう支援します。	26	保育課	計画通り実施	保育認定において、求職活動や就学についても受付しており、保護者のニーズに合わせた運営をしている。	A	・申請数:63件 ・入所者数:44件	

○具体的施策:活力のある農業の実現に向けた男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援します。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進します。	27	農政課	計画通り実施	「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援した。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進した。	B	・女性からの「就農相談」:2件 ・「家族経営協定」の締結:0件(累計14件)	
軽トラ市開催やJA茨城みなみの農産物直売を支援し、性別を問わず、農業者の活動を促進します。	28	農政課	計画通り実施	「とりで産業まつり」および「サイクルアートフェスティバル」において、性別を問わず希望者を募り、軽トラ市を出店した。軽トラ市の開催にあたっては、男性のみならず、女性農業者も参加し、お客様を多く呼び寄せ、大いに賑わった。	B	参加者:4名(うち女性1名)	

(5)子育て・介護支援体制の整備・充実

○具体的施策:安心して子育て・介護と仕事の両立ができる環境づくり

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	29	保育課	計画通り実施	共働き世帯の増加や女性の社会進出、子どもの生活リズム確保等、様々な要因で高まっている多様なニーズに対し、対応した保育サービスを実施した。	A	○一時保育事業 利用延べ人数:2,972人 ○子育て支援センター 利用延べ人数:38,577人 ○病児・病後児保育 利用延べ人数:169人 ○休日保育 事業所側の理由により事業廃止	
ファミリー・サポートセンターを運営し、住民同士の助け合いにより、子育て家庭の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援します。	30	こども政策課	計画通り実施	ファミリーサポートセンターで会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズに沿ったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。	B	○会員数:399人 (協力会員169人・ 利用会員224人・ 両方会員6人) ○利用件数:1,303 件(送迎934件、預 かり369件)	
市内全ての市立小学校で放課後子どもクラブを開設し、共働き家庭等の就労支援及び子ども達の健全育成を図ります。また、子ども達の放課後の居場所づくりの充実に努めます。	31	子ども青少年課	計画通り実施	放課後子どもクラブを全ての市立小学校に開所することにより、保護者の就労の有無を問わず児童の健全育成及び子どもたちの居場所づくりを実施した。	A	毎年実施している利用者アンケート調査において、「お子様は子どもクラブに楽しく通っていると思いますか。」という質問に対し、「そう思う」「ややそう思う」「普通」と回答した割合が、R6の88%からR7には89%へと1ポイント上昇した。	
発達に支援が必要な就学児童が放課後や学校の長期休み期間中に利用する「放課後等デイサービス」において、生活能力向上のために必要な訓練等を提供し、自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	32	障害福祉課	計画通り実施	発達に遅れや偏りのある就学児童とその保護者に対し、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業の利用につなげる支援を行った。	B	放課後等デイサービスの延べ利用者 ・R6 3,637件 ・R7 4,181件	
働きながら障害者を介護する家族の負担を軽減するため、障害福祉サービス(日中一時支援、短期入所事業等)の充実を図ります。	33	障害福祉課	計画通り実施	日中に介護者が不在であるなど、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにするため、日中一時支援や短期入所の利用へつなげる支援を行った。	B	○日中一時支援 ・実利用者数:151名 ・延べ利用日数:4,187日 ○短期入所 ・実利用者数:59名 ・延べ利用日数:2,168日	
地域包括支援センターが、個別の課題を解決するため、地域ケア個別会議を開催するなど、地域包括ケアシステムの推進に努めることで、高齢者だけでなく、高齢者を支える家族や介護者の負担軽減を図ります。	34	高齢福祉課	計画通り実施	個別課題を解決するために地域ケア個別会議を開催し、地域包括ケア推進に努め、家族や介護者の負担を軽減した。	A	○地域ケア個別会議 開催数:31回	
同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供する「介護家族の会」を市社会福祉協議会にて実施し、介護する家族の気持ちと身体の負担を軽減します。	35	高齢福祉課(社会福祉協議会)	計画通り実施	介護家族の会を取手・藤代地区でそれぞれ開催。同じ介護の悩みを持った仲間と語り、気持ちや身体の負担軽減に努めた。	C	取手・藤代地区で年11回開催したもの、1回あたりの申込人数が想定を下回ったため。 今後は、担当者が異なる取手地区(市福祉交流センター)と藤代地区(藤代支所)が連携し、効果的な開催方法を模索する。	

○具体的施策:育児休業・介護休業等の定着・普及の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市職員に対し、「子育てハンドブック」や庁内研修会において、育児や介護休業制度を周知し、制度の詳細についての職員全体の認知度を向上します。また、対象職員に対し個別に制度説明を行い、休業を必要とする職員が必要な期間の休業を取得しやすいよう支援します。	36	人事課	計画通り実施	結婚・出産・育児に係る休暇及び男性職員が取得できる休暇等をまとめた資料並びに庶務担当者研修会の資料の配信等を通して、職員に対して制度の周知を図った。また、制度改正があった際は、随時庁内メールにて内容の配信を行った。さらに、育児休業、介護休暇対象職員には個別に詳細な説明を行った。	A	【特定事業主行動計画】「男性職員の育児休業取得率」(目標値:30%以上) ○全職種(消防含) ・R6:34.8% ・R7:93.8% ○消防職のみ ・R6:25.0% ・R7:100%	
市職員の管理監督者に業務分担や周囲の職員の理解向上を図るよう促し、職員全員がリスク管理を意識して業務にあたる意識付けを図ります。	37	人事課	計画通り実施	毎月時間外勤務の集計を行い、継続的に長時間勤務を行っている職員がいる場合は、その所属長と情報を共有し、業務量の削減や業務配分の見直し等の改善措置を講じるよう促した。	B	R7係長以下時間外勤務93,435時間 R6係長以下時間外勤務102,383時間 =△8,948時間	
関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するように情報提供や啓発を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を行います。	38	産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・(茨城県)女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内 ・女性活躍推進法特集ページのご案内(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) ・仕事と介護の両立支援に関するガイドライン[事業No.9、10、22、52]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

【主要課題】3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

(6) 家庭生活における男女共同参画の推進

○具体的施策：家庭における男女共同参画推進に向けた広報・啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための啓発をホームページや男女共同参画紙「風」、男女共同参画推進イベント等を通じて行います。	39	市民協働課	計画通り実施	保健センター及び公民館との協働事業として、『子どもがいの共働き世帯や一人親家庭でも無理なく簡単に』料理ができることを周知啓発するための親子料理教室を開催した。開催にあたり、「取手市食生活改善推進協議会」(ヘルスメイト)を講師に迎え、夏休み期間中の子どもの居場所づくりの一環として公民館を利用した事業とした。また、開催後は市ホームページにおいてレシポの公開や参加者の声を広く周知した。[事業No.43、49、124、138]にも掲載	A	参加した保護者への実施後アンケートでは、料理教室の満足度は100%(7人中7人)であった。また、「今回の教室を機に自宅でも同じようなことができれば、と思いました。」などの回答が寄せられた。	
市立小中学校、幼稚園の保護者を対象に「家庭教育学級」にて講演会等を実施し、子育てや家庭生活における男女共同参画推進を図ります。	40	生涯学習課	縮小して実施	各学校の家庭教育学級はR5で廃止となり、市立小中学校及び幼稚園の保護者を対象に2回の家庭教育学級全体研修会のみ開催した。全体研修会は子育てに係る内容であり、広い意味で子育てにおける男女共同参画を促す内容であった。	B	○全体研修会(全2回) ・「イライラを自分でコントロールできる子の育て方」参加者数:32名 ・「性教育と子どもの思春期 ～今、知りたい子どもの性教育～」参加数:30名 両研修とも男女問わず多くの保護者が参加し、男女協力しての子育てを促す内容であった。	
市で市民参加型の家庭生活に関する講座や講習を実施する際に、固定的性別役割分担意識による募集方法を行わないよう配慮、また、男性参加を積極的に推進するよう庁内へ啓発します。	41	市民協働課	計画通り実施	庁内グループウェアを通じ、職員向けに「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」をテーマに情報発信した。「固定的性別役割分担意識による事業展開をしていませんか?」を例題のひとつに挙げ、性別を限定する必要性の見直しに加え、これまで男性の参加が少なかった家庭生活に関する講座や、女性の参加が少なかった防災などの地域活動などに参加を促す工夫をするよう意識啓発を図った。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策：家庭で協力し合うことの啓発と参加促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
家族で家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレバパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識の大切さを啓発します。	42	市民協働課	計画通り実施	保健センターと協働し、ウェルカムベビークラスや新生児赤ちゃん訪問の際に「家事・育児シェアシート」を配布した。また、市ホームページ『子育て』のお知らせに、「家事・育児シェアシート」を掲載し、更なる周知を図った。[事業No.50]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		保健センター	計画通り実施	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。[事業No.50]にも掲載	B	○ウェルカムベビークラス:年5日間(土曜日開催) 参加人数:176名(男性87名・女性89名) ○赤ちゃん訪問数:459名	
家族で協力して家事を行うことについて考えてもらうため、親子や男性が参加できる料理教室などを実施し、家庭における男女共同参画推進を啓発します。	43	市民協働課	計画通り実施	保健センター及び公民館との協働事業として、『子どもがいの共働き世帯や一人親家庭でも無理なく簡単に』料理ができることを周知啓発するための親子料理教室を開催した。開催にあたり、「取手市食生活改善推進協議会」(ヘルスメイト)を講師に迎え、夏休み期間中の子どもの居場所づくりの一環として公民館を利用した事業とした。また、開催後は市ホームページにおいてレシポの公開や参加者の声を広く周知した。[事業No.39、49、124、138]にも掲載	A	参加した保護者への実施後アンケートでは、料理教室の満足度は100%(7人中7人)であった。また、「今回の教室を機に自宅でも同じようなことができれば、と思いました。」などの回答が寄せられた。	
男性の家事・育児・介護や地域活動等へ参加を促すための取り組みを実施します。→詳細は「(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進」[事業No.48～53]に掲載	-	市民協働課、関係各課					

(7)地域社会における男女共同参画の推進

○具体的施策:地域における男女共同参画推進に向けた広報・啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
各地区と行政のパイプ役である市政協力員や地域で活動するNPO団体、ボランティア団体を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、男女共同参画紙「風」の配布や研修などの機会を通じての意識啓発を図ります。(再掲⇒主要課題1(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性への参画の推進)	44	市民協働課	計画通り実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。併せて、市ホームページ「防災・安全」>「防災・災害」>「災害に備える」において掲載し、広く市民へ周知を行った。なお、市政協力員にはR5,R6に市政協力員会議や電子回覧板において周知済である。 [事業No.14、110、112、115、139]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。→詳細は「(主要課題7)男女共同参画の視点に立った防災対策」[事業No.112～113,115～116]に掲載	-	市民協働課、安全安心対策課					

○具体的施策:地域で活動する団体との連携・支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
女性団体と緊密に連携し、その活動に対して支援を行うことで、地域での男女共同参画の推進を図ります。	45	市民協働課	計画通り実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 [事業No.11]にも掲載	A	出前講座実施:1校	
小中学校、幼稚園の保護者から構成される「家庭教育学級」と連携し、地域における子育てネットワーク構築と男女共同参画の推進を図ります。	46	生涯学習課	未実施	市内小中学校及び幼稚園の保護者から構成される各学校の家庭教育学級はR5で廃止され、家庭教育学級全体研修会のみ実施した。そのため、家庭教育学級や地域で活動する団体との連携はなかった。	-		各学校ごとの家庭教育学級はR5で廃止となった。
NPO団体やボランティア団体の活動情報の収集や発信を通じ、団体活動の支援や地域活動への新たな参加者増進を図ります。	47	市民協働課	計画通り実施	市民活動団体が自ら活動状況を広く発信できるよう、市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」を継続運営し、かつ情報発信がスムーズにできるよう支援した。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を紙ベースで公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。 [事業No.13]にも掲載	A	R7新規登録:2団体	

(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進

○具体的施策:男性の意識改革、家事等への参画促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施し、子育てを協力し合うことの大切さを啓発します。	48	保健センター	計画通り実施	ウェルカムベビークラス、マタニティクラス時に子育てを協力し合うことの大切さを伝えた。	B	○マタニティクラス:年12日間(3回×4クール)参加人数1,115名 ○ウェルカムベビークラス:年5日間(土曜日開催)参加人数:176名(男性87名・女性89名)	
男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施し、家事参加促進を図ります。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	49	市民協働課	計画通り実施	保健センター及び公民館との協働事業として、『子どもが共働き世帯や一人親家庭でも無理なく簡単に』料理ができることを周知啓発するための親子料理教室を開催した。開催にあたり、「取手市食生活改善推進協議会」(ヘルスメイト)を講師に迎え、夏休み期間中の子どもの居場所づくりの一環として公民館を利用した事業とした。また、開催後は市ホームページにおいてレシピの公開や参加者の声を広く周知した。[事業No.39、43、124、138]にも掲載	A	参加した保護者への実施後アンケートでは、料理教室の満足度は100%(7人中7人)であった。また、「今回の教室を機に自宅でも同じようなことができれば、と思いました。」などの回答が寄せられた。	
男性に家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識を啓発します。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	50	市民協働課	計画通り実施	保健センターと協働し、ウェルカムベビークラスや新生児赤ちゃん訪問の際に「家事・育児シェアシート」を配布した。また、市ホームページ『子育て』のお知らせに「家事・育児シェアシート」を掲載し、更なる周知を図った。[事業No.42]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		保健センター	計画通り実施	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。[事業No.42]にも掲載	B	○ウェルカムベビークラス・年5日(土曜日開催)・参加人数:176名(男性87名・女性89名) ○赤ちゃん訪問数459名	
社会福祉協議会が主催する「男性講座」にて、料理教室等を実施し、定年後などの高齢男性が家庭で家事に参画することを促進します。	51	高齢福祉課(社会福祉協議会)	計画通り実施	男性講座事業を実施した。 ・男性料理教室 ・ボランティアファーストステップ講座	A	○料理教室(全3回・6名)参加者同士の仲間づくりができた様子であった。 ○ボランティアファーストステップ講座(全4回・6名)R6は申込み0だったが、R7は講座名を変更するなど工夫し開催することができた。	

○具体的施策:男性の育児・介護休業取得の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を実施します。(再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	52	産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	市ホームページに「事業所向け」情報を掲載した。 ・(茨城県)女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内 ・女性活躍推進法特集ページのご案内(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定) ・仕事と介護の両立支援に関するガイドライン[事業No.9、10、22、38]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
市男性職員の育児・介護休業取得を促進するため、管理監督者に対して「イクボスセミナー」を実施し、男性職員が育児・介護参加に対して向き合う姿勢、配慮への意識を高めます。	53	人事課	代替事業実施	H30年度からR6年度にかけて管理職を対象として継続実施してきた「イクボスセミナー」について、各職場における育児休業制度への理解が浸透してきている現状を踏まえ、R7年度から育児休業未取得者を対象とした「育児取得推進セミナー」を市民協働課と共催で実施した。「育児取得推進セミナー」については、実際に育児休業を取得した職員も招き、座談会形式で体験談を語ってもらうなど、育児を取得する上での課題や取得することによるメリット等について理解を深めた。	A	【育児取得推進セミナー】受講者:13名(うち育児休業既取得者6名、育児休業未取得者7名) 【特定事業主行動計画】「男性職員の育児休業取得率」(目標値:30%以上) ○全職種(消防含) ・R6:34.8% ・R7:93.8% ○消防職のみ ・R6:25.0% ・R7:100%	

■基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

【主要課題】4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり

(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援【取手市DV対策基本計画】

○具体的施策：DV防止に関する広報・啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
広報紙やホームページ等を活用してDV防止に関する情報を周知します。	54	こども相談課	計画通り実施	市民協働課と協働で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	こども相談課と協働で4月の「若年層性暴力被害防止月間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に市ホームページや配布チラシを通じDV防止や相談先情報などを周知した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用したDV防止についての啓発強化を図ります。	55	こども相談課	計画通り実施	児童虐待防止月間(オレンジリボンが象徴)と女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンが象徴)である11月に、市民協働課と協働で「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」を実施した。「広報とりで」、市ホームページ、市イベント等で多くの市民に啓発グッズを配布した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	児童虐待防止月間(オレンジリボンが象徴)と女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンが象徴)である11月に、こども相談課と協働で「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」を実施した。「広報とりで」、市ホームページのほか市のイベントや窓口で多くの市民に啓発グッズを配布した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
DVを許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発やDVのある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	56	こども相談課	計画通り実施	夫婦喧嘩の目撃は心理的虐待にあたることから、保護者と面談する際に虐待防止のパンフレットを用いて、虐待によって子どもが受ける影響について説明した。	B	心理的虐待の件数：75件	
		市民協働課(市民相談)	計画通り実施	無料相談は0件、市民協働課へ1件の電話相談があった。傾聴し、法律相談を案内した。また、市民相談につなぐ前段階(電話交換や総合案内窓口)で関連部署や警察への案内を行った。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
若年層向けのデートDV予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	57	こども相談課	計画通り実施	市民協働課と協働で市ホームページに若年層向けのDV予防情報や相談先を周知。また、保健センターが市内高校で実施している妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及講座「レットトライ高校生講座」で、デートDV予防(相談先も掲載)のチラシを配布し情報提供をした。	A	他部署との協働により、市内高校を通じ若年層に対し効果的に発信することができた。	
		市民協働課	計画以上実施	こども相談課と協働で市ホームページに若年層向けのDV予防情報や相談先を周知。また、保健センターが市内高校で実施している妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及講座「レットトライ高校生講座」で、デートDV予防(相談先も掲載)のチラシを配布し情報提供をした。	A	他部署との協働により、市内高校を通じ若年層に対し効果的に発信することができた。	

○具体的施策：早期発見と適切な支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
DV被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	58	こども相談課	計画通り実施	DV被害について相談を受けた際、本人に関係機関とその役割について情報提供し、適宜関係機関と連携を図りながら支援を行った。	B	DV相談件数：25件	

(10)安心して相談できる体制の充実【取手市DV対策基本計画】

○具体的施策:相談体制の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	59	こども相談課、各相談窓口所管課	計画以上実施	職員がDVに関する研修、会議に参加し、資質向上を図った。また、「広報とりで」や市ホームページを通して相談窓口の周知を行った。	B	DV被害者支援や女性支援に係る法改正等により研修の参加機会も多かったため、例年以上に研修を受講することができた。 受講回数:3回	

○具体的施策:関係機関との連携

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
県などの関係機関、庁内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	60	こども相談課、各相談窓口所管課	計画通り実施	適宜、児童相談所、警察、庁内の関係部署と連携を取りながら相談に対応した。	B	庁内外の関係機関と連携を図り、相談者のニーズに応じた支援に繋ぐことができた。	
市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	61	こども相談課	計画通り実施	市要保護児童対策地域協議会で扱うすべての児童や妊婦について、個別支援会議を行い、各部署が自身の役割を認識した上で支援に当たることができるようにした。	B	○個別支援会議 実施回数:97回	

(11)あらゆる暴力やハラスメントの防止

○具体的施策: ストーカー、性暴力等の防止啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	62	こども相談課	計画通り実施	市民協働課と協働で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	こども相談課と協働で4月の「若年層性暴力被害防止月間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などを通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	-		
若年層が被害に遭いやすいJKビジネス※1やSNSを使ったリベンジボルト※2等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。 ※1 JKビジネスとは・・・女子高校生(JK)などを利用してお金を稼ぐビジネスのことをいいます。「お店で話をするだけのアルバイト」などと誘い、健全な営業を装いながら、性的な行為の強要などの被害に遭うことがあります。 ※2 リベンジボルトとは・・・元交際相手などが復讐を目的として、交際時に撮影した性的な画像や動画等を本人の承諾なくインターネット上に公開するいやがらせ行為をいいます。	63	こども相談課	計画通り実施	市民協働課と協働で4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		市民協働課	計画通り実施	こども相談課と協働で4月の「若年層性暴力被害防止月間」や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などを通じ、市ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	-		
		子ども青少年課(青少年センター)	計画通り実施	青少年が犯罪被害者となることを未然に防ぐため、青少年センターを拠点に特別青少年相談員による相談業務を実施した。また、青少年が加害者にならないよう、夏休み期間中の夜間に青少年相談員や青少年健全育成団体と連携し、街頭指導パトロールを実施するとともに、青少年の健全育成等に関する条例の啓発活動(深夜外出禁止啓発ティッシュ配布)を行った。	A		

○具体的施策: 青少年相談の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
いじめ等様々な悩みや問題を持つ青少年やその保護者が、電話やメール、面接等によって気軽に相談できるよう、相談体制の充実と周知を図ります。	64	教育総合支援センター	計画通り実施	いじめの早期発見や悩み事の相談窓口としてのいじめ防止アプリを活用し、気軽に相談できる体制を構築。さらに相談対応時間を22時まで延長し、相談体制の充実を図った。また、センター職員への研修を適宜行い、相談体制の充実を図った。	A	小学校全校で校内オンライン相談窓口の設置、中学校全校でいじめ防止アプリ相談体制の整備が完了している。	
		子ども青少年課(青少年センター)	計画通り実施	青少年センターに会計年度職員を配置し、常時、来訪者の相談に応じる体制を整備しました。これにより、相談業務を実施し、青少年や保護者が気軽に相談できる環境を提供した。	A		
各学校と教育委員会が一体となり、人間関係や学業、部活動、家庭生活など様々な悩みを持つ子ども達に寄り添い相談を受けることができる体制を構築します(全員担任制・チーム指導及び教育相談部会の導入により、全ての教員が相談に応じ、情報共有できる体制を構築。さらに教育総合支援センターと連携し課題に対応)。	65	教育総合支援センター	計画通り実施	学校の教育相談部会において、スクールカウンセラー、スクールカウンセラースーパーバイザー、スクールソーシャルワーカーを教育総合支援センターから派遣し、教育相談部会に参加することで、学校と教育委員会が連携して悩みを聞き、対応する体制の充実を図った。教育相談主任を集めての研修を行い、各学校の組織的な教育相談体制の充実を図った。	B	小学校では毎月2回、中学校では毎週教育相談部会を実施し、学校と教育委員会の連携を図り、不安や悩みを抱える児童生徒の対応を行っている。	
インターネットトラブルに巻き込まれがちである若い世代を対象に、被害の未然防止や被害に遭った際の相談先などについて啓発します。	66	産業振興課(消費生活センター)	計画通り実施	啓発活動としてリーフレットの配布を行った。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策:人権相談の実施

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
様々な人権問題について対応するため、人権擁護委員等による無料相談会を実施します。	67	市民協働課 (市民相談)	計画通り実施	人権擁護委員による無料相談日を月に2回(第2火曜日:本庁舎、第1金曜日:藤代庁舎)いずれも9時から11時に開催した。	-		相談業務につき評価不能としたが、継続して計画的に情報発信に努める。

○具体的施策:ハラスメントの防止

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市職員向けにハラスメントの防止等に関する指針を策定するとともに、ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を継続して実施します。	68	人事課	計画通り実施	係長職の職員を主な対象者として、民間の事業者から購入した動画教材を用いてハラスメント研修を実施した。	B	○ハラスメント研修受講者:32名(新任係長職及び未受講の係長職を指定)	
事業所に対して、広報紙やホームページ等を活用し、ハラスメント防止に対する情報の提供や、意識の啓発を実施します。	69	市民協働課	計画通り実施	R7年6月に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、市ホームページに「カスタマーハラスメント及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です」(新規)を掲載した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		産業振興課	計画通り実施	パンフレットを庁内に配置。 取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

【主要課題】5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援

(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備

○具体的施策:ひとり親家庭に対する支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
ひとり親家庭が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の負担金を一部助成します。	70	国保年金課	計画通り実施	社会的、経済的および精神的負担の大きい、ひとり親家庭(母子・父子)の医療に係る医療費の負担軽減を図った。	A	○「医療福祉費助成制度(マル福)」助成対象者数 ・R5:母子家庭:1,218人、父子家庭:105人 ・R6:母子家庭:1,211人、父子家庭:101人 ・R7:母子家庭:1,172人、父子家庭:86人	
ひとり親家庭の親が就職に結びつくような技能知識や資格を取得しようにするときに給付金を支給します(自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進給付金事業)。	71	こども政策課	計画通り実施	ホームページで情報発信を行っているほか、ひとり親向けのチラシを対象者へ配布、説明を行った。また、児童扶養手当の手続き時に茨城県が作成した「ひとり親家庭のみなさんへ」をお渡し、説明を行った。	B	自立に向け取り組んでいるひとり親への支援を国・県と連携して行うことができた。また、広報活動を行うことで、必要な方が利用できるように丁寧にご案内をすることができた。 ※:高等職業訓練促進給付金等事業受給者数は数値目標(P42(No9))参照	
保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	72	保育課	計画通り実施	保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	A	・受付件数:41件 ・入所者数:34件	
市民団体「母子寡婦福祉会」の活動への協力を通じ、ひとり親家庭同士の仲間づくりや親睦、相互補助を支援します。	73	こども政策課	計画通り実施	親子ふれあい交流会(クリスマス会)を実施した。	B	ひとり親世帯の親睦を深めるとともに自立と生活の安定を促す取り組みを実施することが出来た。	

○具体的施策:生活困窮者に対する支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
「くらしサポートセンター」にて、経済的困窮者が自立した生活を送れるよう相談などを通じて支援します。	74	社会福祉課	計画通り実施	取手市社会福祉協議会に委託し、相談窓口「くらしサポートセンター」を開設、住居確保給付金や、就労準備支援、家計改善支援などにつなぎ、生活困窮者の自立促進を図った。	A	相談窓口を設置することにより249件の新規相談を受け付けることができた。その相談の中より住居確保給付金や就労準備支援、家計改善事業などにつなぐことができた。	

○具体的施策:子どもを養育する家庭への相談・支援(育児の孤立化防止・養育支援)

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
地域子育て支援センターや保健センターにて、保育士や保健師等の専門的知識を生かし、妊娠・出産・子育て期の育児不安に対し、それぞれの段階に対応した支援や助言、サービスの情報提供に取り組みます。また、親子同士の交流を図ることで、子育て上の孤立化を防止します。	75	保育課	計画通り実施	子育て支援センターにて子育てに関する情報の収集と交換を随時行った。	A	○子育てに関する相談件数(主に育児) R6:4,308件 R7:4,876件	
		保健センター	計画通り実施	育児相談(いちごベビー)や地域子育て支援センターに保健師が出向く出張育児相談で、育児不安の相談に応じ必要に応じてサービスの情報提供を実施した。	B	○育児相談(いちごベビー)回数と延べ人数 R6:6回(67名) R7:6回(67名) ○出張育児相談回数と延べ人数 ・R6:24回(223名) ・R7:16回(150名)	
市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。 (再掲⇒主要課題4(10)安心して相談できる体制の充実)	76	こども相談課	計画通り実施	市要保護児童対策地域協議会で扱うすべての児童や妊婦について、個別支援会議を行い、各部署が自身の役割を認識した上で支援に当たることができるようにした。	B	個別支援会議実施回数 R6:88回 R7:97回	
経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費など学費の一部を援助します(就学援助制度)。	77	学務課、保健給食課	計画通り実施	実績(就学援助制度認定者数:R8.3月現存人数) 小学校(入学予定者含む)472人 中学校 226人 ※学務課事業	A	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的な援助をすることにより、保護者の負担軽減が図られた。	
ファミリー・サポートセンターの運営を通じ、多様化している子育てのニーズに対応します。また、センターを利用する住民同士の助け合いにより、育児の孤立化を予防し、安心して子育てできる環境を整えます。 (再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	78	こども政策課	計画通り実施	・ファミリーサポートセンターで会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズにそったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。地域の住民との関わりを持つことで、育児の孤立化の予防に寄与した。	B	○会員数:399人(協力会員169人・利用会員224人・両方会員6人) ○利用件数:1,303件(送迎934件、預かり369件)	

(13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

○具体的施策:在宅福祉サービスの充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどのサービスを実施します。	79	高齢福祉課	計画通り実施	増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどの高齢者福祉サービスを実施した。	A	R8年3月31日現在 ○配食サービス ・利用者数:122人 ○愛の定期便 ・利用者数:17人 (休止中を含む) ○あんしんコール ・利用者数:8人 ○緊急通報システム ・設置数:520件	

○具体的施策:生きがいがづくり・自主活動支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
地域で自主的な介護予防活動を行う団体の立ち上げや運営に要する経費の一部を助成します。	80	健康づくり推進課	計画通り実施	地域で自主的に活動する介護予防団体に、立ち上げや運営を支援する補助金を交付し、活動を支援した。	A	○補助金交付団体数 ・継続7団体 ・新規2団体	
60歳以上の方が生きがいがづくりなど、豊かな老後を過ごすための様々な課題について、市内4つの公民館にて学習する場を提供します。	81	生涯学習課	計画通り実施	寺原、井野、白山、藤代で高齢者学級を実施した。各館ごとに「心豊かに生きる高齢者を目指す」等の目標を掲げ、健康や日常生活に役立つ生涯学習を行った。	A	○高齢者学級実施回数 ・寺原:12回 ・井野:11回 ・白山:10回 ・藤代:12回	引き続き、高齢者が豊かな老後を過ごすための学習の機会を提供する。

○具体的施策:住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
住み慣れた地域で安心して生活を送るため、「地域包括支援センターにて」高齢者の生活の相談を受け対応し、不安の軽減につなげます。	82	高齢福祉課	計画通り実施	高齢者、家族、近隣住民、介護・医療関係機関等から相談を受け、高齢者の生活不安軽減に努めた。	A	○地域包括支援センター 総合相談件数: 37,871件	
物忘れが気になる方、認知症の方、その家族や地域の方などが認知症について理解を深めたり、悩みを打ち明けたりできる交流の場として、認知症カフェ(オレンジカフェ)を開設しています。	83	高齢福祉課	計画通り実施	認知症について知識を深めたり、悩みを打ち明けたり、交流できる場として認知症カフェを開設した。 ①オレンジカフェはあどびあ ②オレンジカフェあけぼの ③スマイルカフェ ④永山おれんじカフェ ⑤戸頭町会おれんじカフェ ⑥おやすみ処おれんじカフェ ⑦オレンジカフェふじしろ ⑧オレンジカフェつなぐ ⑨オンライン・オレンジカフェ	A	○認知症カフェ ・R6:40回 ・R7:47回 ①2回 ②4回 ③5回 ④3回 ⑤4回 ⑥3回 ⑦10回 ⑧6回 ⑨10回	
認知症を正しく理解して認知症の高齢者を支援する「認知症サポーター」養成講座を実施しています。	84	高齢福祉課	計画通り実施	認知症のことを正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成に努めた。	A	○認知症サポーター 養成者数:726人	

(14)障害のある人々の自立した生活に対する支援

○具体的施策:就労支援の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
特定相談支援事業所により、個々の相談者に合った就労につなげられるよう、相談業務の充実を図ります。	85	障害福祉課	計画通り実施	働く意思がありながらも一般就労が困難な障害者に対し、障害福祉サービス(就労移行支援事業所等)の利用へつなげる支援を行い、障害者の就労の促進を行った。	B	○実利用者数 ・計画相談支援 1,029名 ・就労系サービス 679名	

○具体的施策:ボランティア活動の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
ボランティア支援センター(社会福祉協議会が運営)にて、手話通訳などの障害者支援ボランティアや障害者の社会参加支援を行うボランティア団体の活動を支援します。	86	障害福祉課	計画通り実施	社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターに「社会参加促進事業費補助金」を交付することにより、手話通訳、要約筆記の養成、傾聴ボランティア、点字、声の広報誌等の事業を通して、ボランティアサークルへの加入につながるよう努めた。	B	社会参加促進事業補助金 488,757円	

○具体的施策:生活支援の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて様々な支援、介護、及び訓練等の自立支援サービスの相談や給付事業並びに、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施します。	87	障害福祉課	計画通り実施	地域生活支援事業において、障害者の社会参加の促進につながる事業の紹介や利用の促進など、障害者の社会参加支援に努めた。また、R6年4月より、基幹相談支援センターを設置し、障害者の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施した。	B	○基幹相談支援センター延べ相談件数 ・障害者:636件 ・障害児:13件	
民間事業者や自治会などの地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮(点字メニュー作成費、筆談ボード購入費、段差解消工事費など)を提供するために係る費用を助成します。	88	障害福祉課	計画通り実施	障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、民間事業所等に対して、点字メニュー作成費や筆談ボード購入費、段差解消工事費など、合理的配慮を提供するための費用助成について予算化し、周知を行った。	-	合理的配慮の提供支援事業:実績なし	引き続き、予算化及び周知を図っていく。
障害や疾病等により、周囲の人に困っていることや、手助けがほしいことを上手く伝えることができない方に、「ヘルプマーク」や、緊急連絡先や支援してほしい内容を記載した「ヘルプカード」を配布することで、緊急時や災害時だけでなく日常生活においても支援を受けやすい地域体制を整えます。	89	障害福祉課	計画通り実施	「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布するほか、「あいサポート研修」等をはじめ、障害理解の促進を図った。また、地域における障害者等への支援体制を整えるため、関係機関と情報共有・連携を図った。	B	・ヘルプマークの配布数:431枚 ・あいサポート研修の開催数:6回 ・受講者数:245名	

(15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備

○具体的施策:情報提供の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
ホームページに「やさしいにほんご」表記にて行政情報や相談事業、防災情報を掲載します。また多言語情報や県国際交流協会の様々な支援情報についても掲載し、日本語が得意でない外国人向けに情報提供を図ります。	90	秘書課、各課	計画通り実施	窓口では茨城県国際交流協会が所管する外国人相談センターの案内の配布を行った他、取手市国際交流協会の協力により、ゴミの分別に関するチラシの翻訳を行うなど、外国人住民がより容易に情報へアクセスできるよう努めた。	B	○市ホームページ(やさしいにほんご他):4件(うちR7更新:0件、その他所管課があるページは所管課に管理を移管) ○「ごみの分別」チラシ翻訳:5件(5か国語)	

○具体的施策:相談・支援事業の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
外国人であること、特に女性であることで困難な状況に置かれた人たちの人権に配慮した相談体制を各相談窓口所管課と連携し充実させ、地域社会の中で安心して暮らせるよう支援を行います。	91	市民協働課、各相談窓口所管課	計画通り実施	外国人女性からの金銭トラブル、警察とのトラブル、離婚等の家庭問題に関する相談が各1件ずつあった。相談時には、関連部署と連携を取りながら、問題解決の支援を行った。	-		相談業務につき評価不能としたが、継続して計画的に情報発信に努める。
市国際交流協会と連携し、日本語教室や「外国人のための相談会」を開催し、外国人の不安解消の手助けをします。	92	秘書課	計画通り実施	取手市国際交流協会の協力により、主に大人を対象とした「日本語教室」と児童・生徒を対象とした「子ども日本語教室」を設け、日本語学習を行った。また、行政書士に困りごとの相談ができる「外国人のための無料相談会」を実施した。	A	○学習者数:延べ1,477名 ○無料相談会:1回	

(16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり

○具体的施策:性の多様性に関する理解の促進と支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市で使用する申請書類やアンケート用紙における性別記載欄の配慮を行います。	93	市民協働課、各課	目標達成済	性的少数者への支援として、市で使用している様式について性別欄が削除できないかをR元年度に全市で確認し、不要な性別欄は削除済みである。	A	R元に事業が完了している。	
性的少数者への理解促進のための職員研修を実施し、市職員として性の多様性を正しく理解するよう努めます。	94	人事課	計画通り実施	動画教材を用いたハラスメント研修の中でLGBTに対するハラスメント事例を周知し、職員の理解度を深めた。	B	○ハラスメント研修受講者:32名(新任係長職及び未受講の係長職を指定)	
性的少数者向けに茨城県が実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や相談事業についてホームページで情報提供します。	95	市民協働課	計画通り実施	市に専門の相談窓口はないため、市ホームページにて「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や既存の相談窓口を紹介するとともに、県が作成したリーフレットを設置している。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
学校生活において、性の多様性に悩む児童・生徒の相談に対応するため、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラーを交えた個別会議等の支援体制を整えます。	96	教育総合支援センター	計画通り実施	各学校において、養護教諭をはじめ、スクールカウンセラーが性の多様性に悩む児童生徒に個別に対応するなど、相談体制を強化した。また、教育相談部会や個別のケース会議等において、特別な教育的ニーズに可能な限り対応し、当該児童生徒を支援した。	A	教育相談部会を通じて、性の多様性に悩む児童生徒への個別対応について、情報共有および協議を行い、具体的な対応方法を検討した。	

○具体的施策:多様な生き方を認める意識の形成

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市男女共同参画紙「風」にて、職場や家庭、地域での多様な生き方について情報を発信します。	97	市民協働課	計画通り実施	市男女共同参画情報紙「風」第54号(R8年2月1日発行)において、「ダイバーシティと多文化共生」をテーマに特集し、多様な生き方・暮らし方について広く市民に情報発信した。 〔事業No.118〕にも掲載	A	平成7の創刊から長年にわたり世相を的確に反映した内容を発行しつづけている。	
市人権擁護委員が小学校や地域に対して、DVDや紙芝居を使った「人権教室」を実施し、人権や多様な生き方への理解について子どもたちに啓発します。	98	市民協働課(市民相談)	縮小して実施	市内小学校の放課後子どもクラブを対象に夏休みに「人権教室」を実施した。	-	・実施:4校 ・参加:119名 (寺原小:33名 永山小:22名 取手西小:45名 取手東小:19名)	啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能としたが、継続して計画的に実施する。
無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)について、認知と理解を広げるため、市職員向けに内閣府作成のフリーイラスト(日常生活の場面や職業などについて男女それぞれを描いたイラスト素材)の使用を促進します。	99	市民協働課	計画通り実施	庁内グループウェアを通じ、職員向けに「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」についての情報を発信した。また、性別による役割分担意識や無意識の思い込みの解消の一助とするため、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した内閣府作成のフリーイラスト素材を庁内グループウェアを通じ職員に周知した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

【主要課題】6 生涯にわたる健康の支援

(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援

○具体的施策:特定健診・各種がん検診の受診促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
生活習慣病の予防や疾病・各種がんの早期発見・早期治療を目的に検診の実施と普及啓発を行い、特定健診やがん検診を受けやすい環境づくりに努めます。	100	国保年金課	計画通り実施	電話受付のみならず、事前に予約受付を行い、webでも予約ができるようにしたため、予約も円滑に実施できた。土日祝日にも実施することで受診しやすい環境を整備した。健診未受診者を対象とした文書及び専門職が行う電話による受診勧奨を実施したことに加え、R8は文書による再勧奨を行い、その受け皿として冬日程を新たに設定して実施した。	B	特定健康診査受診率(法定報告値): 39.9% (前実績は次11月確定のため速報値)	
		保健センター	計画通り実施	R6に引き続き、民間企業と委託・連携し受診再勧奨事業を強化した。R7は、勧奨のターゲットを20～49歳に絞り、受診再勧奨通知を送付した。申し込み開始前に勧奨通知を送付することで、夏・秋・冬日程の各検診の受診者数の増加につながった。また、託児環境の整備、土日検診日程を追加し受診環境の整備に努めた。	B	※特定検診やがん検診の受診率は数値目標(P42(No12～17))参照	

○具体的施策:ライフステージに応じた健康づくりの推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
思春期の方向けのレッツトライ高校生講座、性成熟期の方向けのレディースデイ健診など、ライフステージに応じた健康づくりの普及・啓発及び情報提供、健康相談を充実させます。	101	保健センター	計画通り実施	思春期に向けてはレッツトライ高校生講座を実施し、成熟期に向けてはレディースプラス健診を実施した。また、乳がん・子宮がんの集団健診の際、体験型の実習や啓発DVDを用い健康教育を行い、がん検診継続の重要性について啓発することができた。	B	○レッツトライ高校生講座 産婦人科医による講義 ・学校数:3校 ・参加人数:730名 ○レディースプラス健診 大学准教授による講義 ・学校数:4校 ・参加人数:763 ○がん検診時の健康教育:30日間、565名	
介護予防拠点施設の運営や、地域で行う介護予防活動の支援により、高齢者の健康づくりを推進します。	102	健康づくり推進課	計画通り実施	地域の高齢者が施設を利用し、交流を図ることで閉じこもり予防や生きがいづくりにつながり、高齢者の健康の維持増進を推進することができた。	A	○介護予防拠点施設: 4施設 ○R7利用者数: 15,443人	

○具体的施策:こころと体の健康づくりの推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
身近な人の自殺のサインに気が付き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つ「ゲートキーパー※1」の養成研修を実施します。 ※1 ゲートキーパーとは…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	103	保健センター	計画通り実施	庁内関係課と社会福祉協議会で実施する「自殺予防対策会議」を開催し、人材育成事業として研修会を開催(2回)。PTA子育てネットワーク、新規採用職員向けにゲートキーパー養成講座を開催した。	B	○市民向けの養成講座参加者数:27名 ○新規採用職員向けの養成講座参加者数:38名 ○市民・新規採用職員向けの養成講座では外部講師を招き、対人関係の構築に必要なスキル習得の機会を提供できている。	
こころの健康づくりに関する情報の提供や啓発を行うとともに、精神科医による「こころの健康相談」を実施します。	104	保健センター	計画通り実施	精神科医によるこころの健康相談を実施(年8回)。精神保健福祉士や保健師の来庁相談(50件)や訪問(25件)、電話相談(243件)を行った。	B	○こころの健康相談: 年8回 ○来庁相談:50件 ○訪問25件 ○電話相談:243件	
誰もが気軽に取り組めるウォーキング等の健康づくりに関する情報提供や、健康づくり・幸せづくりの拠点施設である取手ウェルネスプラザの運営を通じ、市民が健康で幸せな生活ができるよう支援します。	105	健康づくり推進課	計画通り実施	指定管理者の変更に伴い、トレーニングジムのリニューアルを行った。利用者の安全面に配慮しつつブラッシュアップを図り自主事業等を実施し、市民の健康の保持増進を支援した。	B	とりでウェルネスプラザ R7利用者数: 199,884人	

(18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進

○具体的施策:母子保健の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
妊娠期、出産期において母子の健康を支援するため、保健師による月齢に応じた育児相談や、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、産後ケア事業の実施など、安心して出産・育児に臨むことができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	106	保健センター	計画通り実施	妊娠届け時の面談による伴走型支援、ウェルカムベビークラス・マタニティクラスや赤ちゃん訪問、産後ケア、親子の絆づくりプログラム「赤ちゃんがきた」(愛称:BP1プログラム)等を実施し、安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行った。	B	○産後ケア事業 ・利用実人数:115名(第一子83名・第二子以降32名) ・利用延べ回数:277回 ○赤ちゃん訪問 数:459名○BP1プログラム ・参加実人数 81名 ・参加延人数 265名	
出産後、父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施するなど、妊婦とそのパートナーに向けた支援を実施します。 (再掲⇒主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	107	保健センター	計画通り実施	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。	B	○ウェルカムベビークラス:年5日間(土曜日開催)参加人数:176名(男性87名・女性89名) ○赤ちゃん訪問数:459名	

○具体的施策:思春期からの正しい知識の普及、望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教室の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
望まない妊娠についてや、出産に向けた体づくり、ライフプランを考える「レッツトライ高校生講座」を高校生向けに実施します。	108	保健センター	計画通り実施	市内高校在学学生を対象に、望ましい妊娠や出産に向けた体づくりやライフプランを考えるレッツトライ高校生講座を実施した。	B	○産婦人科医による講義 ・学校数:3校 ・参加人数:730名 ○大学准教授による講義 ・学校数:4校 ・参加人数:763名	

○具体的施策:不妊に悩む男女への支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
妊娠を望んでいる男女の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう、不妊治療費の一部助成を行います。	109	保健センター	計画通り実施	R7から実施。医療費保険適用の生殖補助医療と保険適用外の先進医療による治療を組み合わせ不妊治療を終えたかたに対し、治療費のうち先進医療にかかった費用の一部を助成する。	B	○特定不妊治療助成事業 ・申請延人数:29名 ・申請実人数:26名	

【主要課題】7 男女共同参画の視点に立った防災対策

(19)災害対策への男女共同参画の視点強化

○具体的施策:男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
内閣府男女共同参画局が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づき、防災所管課と男女共同参画所管課が連携し、避難所運営や地域防災訓練の実施に関して、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進めます。	110	市民協働課	計画通り実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。併せて、市ホームページ「防災・安全」>「防災・災害」>「災害に備える」において掲載し、広く市民へ周知を行った。なお、市政協力員にはR5,R6に市政協力員会議や電子回覧板において周知済である。 〔事業No.14、44、112、115〕にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		安全安心対策課	計画通り実施	避難所運営に伴う物品(備蓄品)について、女性職員にアドバイスを受けながら種類および個数を検討し、計画的に購入することができた。	A	<災害備蓄品> ○妊産婦用品 ・R6:10セット ・R7:25セット ○生理用品 ・R6:860枚 ・R7:1,720枚 ○防災レディースセット ・R6:60セット ・R7:120セット	
全国の男女共同参画センターや男女共同参画所管課で構築された「相互支援ネットワーク」に加入し、平常時は情報交換や収集を行い、災害時には男女共同参画の視点に必要な物資、人、情報等が提供・支援される体制を形成します。	111	市民協働課	計画通り実施	7月4日に開催された「相互支援ネットワーク」の動作訓練に参加した。	B	災害時に全国の男女共同参画局と常に情報交換等が行える体制を整えている。	

○具体的施策:地域・家庭における男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市政協力員等を通じて、地域コミュニティのリーダーに対して、「共助」の観点から、男女共同参画の視点に立った地域防災活動の重要性を啓発します。また、市民に対しては、「自助」の観点から、地域における防災活動への参加や日頃から家庭で行える災害への備えについて、男女共同参画の視点からホームページや広報を通じて啓発します。	112	市民協働課	計画通り実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。併せて、市ホームページ「防災・安全」>「防災・災害」>「災害に備える」において掲載し、広く市民へ周知を行った。なお、市政協力員にはR5,R6に市政協力員会議や電子回覧板において周知済である。 〔事業No.14、44、110、115、139〕にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
女性消防団員による地域子育て支援センターなどでの幼児防災教育パネルシアターや救命講習指導を実施します。また、100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを各種イベントで展示するなど、女性ならではの視点を活かした新たな防災啓発活動を推進します。	113	消防本部総務課	計画通り実施	女性消防団員による救命講習指導にあつては、定期開催及び防災訓練の出動要請が多数あり、一般市民から高い評価を受けている。100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを消防フェスタで展示することで、女性ならではの防災啓発活動を実施した。さらに、総務省消防庁、日本消防協会などが主催する全国女性消防団員活性化長崎県大会に出席し、全国各地の女性消防団員による活動事例を学び、ノウハウを培うことができた。火災予防運動週間では、消防団車両にて火災予防広報を実施した。	A	○定期開催及び防災訓練 救命講習指導員要請回数:9回 ○春及び秋火災予防運動広報活動:計4回	

(20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大

○具体的施策:施策・方針決定過程からの女性参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
災害対応において男女双方の視点を十分に反映するため、男性の防災会議委員に対し、事前配布の会議議題資料等について、所属する各組織の女性の意見を吸い上げた上で防災会議に参加するよう働きかけます。	114	安全安心対策課	未実施	R8防災気象情報の変更やハザードマップの更新にタイミングを合わせて会議を開催することとしたため、R7は会議を開催していない。	-		R8の防災会議に向けて、男女双方の視点を反映する。

○具体的施策:女性の地域防災活動への参画推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
地域防災活動を支える町内会や自主防災組織に対し、避難訓練等を通じて男女共同参画視点に立った防災活動の重要性を啓発し、地域防災活動への女性の参画を促し、将来的に女性防災リーダーとして活躍できるようにつなげます。	115	市民協働課	計画通り実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。併せて、市ホームページ「防災・安全」>「防災・災害」>「災害に備える」において掲載し、広く市民へ周知を行った。なお、市政協力員にはR5,R6に市政協力員会議や電子回覧板において周知済である。 [事業№14、44、110、112、139]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
		安全安心対策課	計画通り実施	自主防災会会議において、市民協働課作成の「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布したほか、出前講座においても男女双方の視点による周知啓発を実施した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
地域の防災リーダーとして活動し、市の防災事業に貢献する防災士を育成するため、資格取得講座の受講料等の一部助成を行う「防災士育成事業補助金」の交付を通じ、性別を問わず多くの市民が防災士の資格を取得することを促進します。	116	安全安心対策課	計画通り実施	4名の女性に対し防災士資格取得に伴う補助金交付実績があるほか、防災士資格の取得にかかるいばらき防災大学の募集案内について、各自主防災会長へ通知する際に女性の方の積極的な受講を促進した。	A	○女性防災士資格取得者 ・R6:1人 ・R7:4人	

■基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

【主要課題】8 男女共同参画の視点に立った意識改革

(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

○具体的施策:情報発信と啓発活動の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
あらゆる人に男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を推進します。また、市の男女共同参画ホームページを充実させます。	117	市民協働課	計画通り実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 また、市ホームページでは男女共同参画情報を「防災・安全」「くらしの情報」「事業者向け」「市政情報」といった適したカテゴリに分散して掲載するなど、多くの市民の目につくよう工夫を行った。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
男女共同参画紙「風」を、引き続き市民編集員と共に作成し、市民目線での市内の男女共同参画に関する情報や多様な生き方・考え方について発信していきます。	118	市民協働課	計画通り実施	市男女共同参画情報紙「風」第54号(R8年2月1日発行)において、「ダイバーシティと多文化共生」をテーマに特集し、多様な生き方・暮らし方について広く市民に情報発信した。 [事業No.97]にも掲載	A	平成7の創刊から長年にわたり世相を反映した内容を発行しつづけている。	
市政全般について、男女共同参画の視点から点検し、推進していく必要があることから、市職員に対して男女共同参画に関する研修や情報提供を実施します。	119	市民協働課	計画通り実施	庁内グループウェアを通じ、職員向けに「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」をテーマに情報発信した際に、「固定的性別役割分担意識による事業展開をしていませんか？」を例題のひとつに挙げ、必ずしも性別を限定する必要性の見直しのほか、これまで男性の参加が少なかった家庭生活に関する講座や、女性の参加が少なかった防災などの地域活動などに参加を促す工夫をするよう意識啓発を図った。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
性別による固定的役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消について、市職員、市民、事業所に対し、広報やホームページを通じて啓発します。	120	市民協働課	計画通り実施	○市職員向け 「無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)」についての情報や内閣府作成のフリーイラスト素材を庁内グループウェアを通じ職員に向けて発信した。 ○市民・事業所向け 内閣府作成のフリーイラスト素材をホームページに掲載した(事業所へのお知らせは新規作成)	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。
市の男女共同参画計画や男女共同参画推進条例について、市民の理解や関心を深めるため、積極的な啓発を行います。	121	市民協働課	計画通り実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策:市民向け講座や講演会等の開催

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市民の男女共同参画に関する関心を高めるため、11月の茨城県男女共同参画推進月間に市民有志で構成される実行委員会による「女と男ともに輝くとりでの集い」を実施します。	122	市民協働課	代替事業実施	R6まで継続して実施してきた男女共同参画イベントが終了したことを受け、代替事業として実施した大型イベントへのブース出展において、男女共同参画を啓発した。	B	発信内容の規模は縮小したものの、従前より多くの来場者に対しPRすることができた。	
男女共同参画を推進し、講座等の活動をしている市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	123	市民協働課	計画通り実施	R6まで継続して実施してきた男女共同参画イベントが終了したことを受け、代替事業として実施した大型イベントへのブース出展において、ガールスカウト・市内私立高校・日本語学校との交流できる機会を設けた。	B	協力3団体同士の交流機会を設けることができた	
男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施します。 (再掲→主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	124	市民協働課	計画通り実施	保健センター及び公民館との協働事業として、『子どもが、いる共働き世帯や一人親家庭でも無理なく簡単に』料理ができることを周知啓発するための親子料理教室を開催した。開催にあたり、「取手市食生活改善推進協議会」(ヘルスメイト)を講師に迎え、夏休み期間中の子どもの居場所づくりの一環として公民館を利用した事業とした。また、開催後は市ホームページにおいてレビの公開や参加者の声を広く周知した。 [事業No.39、43、49、138]にも掲載	A	参加した保護者への実施後アンケートでは、料理教室の満足度は100%(7人中7人)であった。また、「今回の教室を機に自宅でも同じようなことができれば、と思いました。」などの回答が寄せられた。	

(22)人権尊重意識の啓発

○具体的施策:人権意識を高めるための啓発事業の実施

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市広報紙やホームページ等を活用し、市民に人権意識を高めるための情報を発信し、人権週間期間には、人権擁護委員と共に街頭啓発や公共施設にチラシを設置し、意識高揚を図り、人権尊重の理念に対する理解を深めます。	125	市民協働課 (市民相談)	計画通り実施	6月の「人権擁護委員の日」、11月の「サイクルアートフェスティバル2025」、12月の「人権週間」において、人権擁護委員とともに啓発活動を実施した。各イベントでは、チラシや啓発品を配布し、人権尊重の理念について広く周知できた。また、「広報とりで」や市ホームページを活用し、人権意識向上のための情報発信を行った。	-		啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能としたが、継続して計画的に実施する。
人権擁護委員による学校や地域に対する啓発活動(人権教室、人権の花運動等)を引き続き実施し、特に子どもたちに対し、他人への思いやりやいたわりの大切さ等を伝えていきます。	126	市民協働課 (市民相談)	計画通り実施	夏休み子どもクラブを対象に「人権教室」を実施した。また、人権の花運動については、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」「相手への思いやり」の心を育む活動を行った。	-	・実施:4校 ・参加:119名 (寺原小:33名 永山小:22名 取手西小:45名 取手東小:19名)	啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能としたが、継続して計画的に実施する。

○具体的施策:相談体制の充実

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
市民から寄せられる相談は、年々増加するとともにその内容も複雑多様化していることから、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	127	市民協働課 (市民相談)	計画通り実施	各種相談業務の開設を行うとともに、平日来庁が困難な市民に対し、休日合同相談会を年2回設けた。また、相談者の悩みや心配事を傾聴し、助言や国や県等の関係機関と連携を図り、問題解決に取り組んだ。	-		相談業務につき評価不能としたが、継続して計画的に情報発信に努める。
教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。	128	教育総合支援センター	計画通り実施	学校職員、養護教諭やスクールカウンセラー等を中心とした、児童生徒の悩みに対する相談体制について、人権や多様性に配慮しながら運営実施を図った。また、人権意識の向上のための校内研修を行い、男女協働参画社会に向けた相談体制の充実を図った。	B	学校職員への校内研修において、教育相談における多様性の理解や人権意識の涵養を図ることができた。	

(23)国際社会の取り組みへの理解と協力

○具体的施策:国際交流の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
国際交流活動への参加を促進するとともに、市民の海外派遣等を通じ、グローバル時代に対応できる多様な価値観の養成や多文化共生意識の醸成を図ります。	129	秘書課	代替事業実施	取手市国際交流協会の協力により、市内5つの放課後子どもクラブと市内小学校1校に英語母語話者・講師を派遣し、児童182名参加のもとで、英語を学ぶ語学体験学習の講座や、ペルーと中国の文化を学ぶ異文化理解講座を実施した。講座では、クイズやゲームを通じて、挨拶や外国語の単語とその発音、そして文化の学習を行い、児童たちが講師と一緒に遊びながら異文化や他言語に親しんだ。	A	○放課後子どもクラブでの語学体験学習参加者:55名 ○放課後子どもクラブでの異文化理解講座参加者89名 ○小学校での授業参加者:38名	
国際交流や国際協力を目的とした活動をする市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	130	市民協働課	計画通り実施	市民活動団体が自ら活動状況を広く発信できるよう、市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」を継続運営し、かつ情報発信がスムーズにできるよう支援した。また、市内日本語学校と協働し、大型イベントへのブース出展において、ガールスカウト・市内私立高校・日本語学校との交流できる機会を設けた。さらに、男女共同参画情報紙「風」において日本語学校を取材・掲載するなど、連携を強化した。	A	多文化共生の視点からの取り組みにより、外国出身者の関連団体等との連携を強化している。	
		秘書課	計画通り実施	取手市国際交流協会に対し、茨城県や県国際交流協会主催の会議や勉強会の案内を行い、参加を促した。また、地域での日本語教育人材の養成に向けた研修等についても情報共有を行い、人材の育成による体制強化を推進した。	A	市民団体同士の連携事業として、取手市国際交流協会と同じく、外国出身者のための日本語教室を開催している「日本語教室とりで」と同協会の情報交換会を初めて開催した。また、就学児童生徒支援の促進のために、初めに指導課・秘書課と取手市国際交流協会、外国出身の児童生徒に関する情報交換会も開催した。	

○具体的施策:男女共同参画に関する国際理解の促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
男女共同参画を推進する条約や国際会議での成果、男女共同参画の先進国における事例などをホームページ等を通じ広く市民に提供し、関係機関と連携しながら意識啓発を図ります。	131	市民協働課	計画通り実施	市ホームページに「【ジェンダー・ギャップ指数】国際的な指標で見る日本の男女共同参画」と題したページを掲載、最新のジェンダー・ギャップ指数や市の取組などについて周知した。	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

【主要課題】9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

○具体的施策:教育の場における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
人権の尊重、男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書等の教材においても適切な配慮がなされるように留意します。	132	指導課	計画通り実施	学校教育全体を通して、人権意識を高める指導を行った。保健の学習では、男女の区別なく一緒に、体の機能について学習した。また、特別な教科 道徳では、親切、思いやり、友情、信頼、相互理解の授業を行い、人権意識の向上を図った。	A	市教委が主催する道徳研修に教員が参加し、そこで得た指導法や理論を学校で共有した。これを日々の特別の教科道徳の授業づくりに反映させることで、質の高い人権指導を展開することができた。また、外部講師を招いた「性に関する講演会」を実施し、専門的な知見から、心身の成長や多様性、お互いを尊重し合うことの大切さについて学ぶ貴重な機会となった。	
中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	133	指導課	計画通り実施	現在の中学校の生徒は、固定的な性別役割分担意識はほとんど感じておらず、生徒一人一人がキャリア教育での学びを生かしながら主体的に進路選択した。	A	市小中学生プレゼンテーションフォーラムでは、SDGsの「5ジェンダー平等を実現しよう」をテーマに探究した成果をプレゼンテーションする児童生徒もおり、自分らしさを大切にする風土が醸成されている。	
乳幼児の保育や幼児教育において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女共同参画の視点に配慮した保育及び教育を実施します。	134	保育課	計画通り実施	保育・教育現場において、保育士や保育従事者等は性別により言葉かけや対応を変えず、1人1人の個性を大切にしたいと心がけている。	-		乳幼児の保育や幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、短期的な成果を測ることは困難である。
		学務課	計画通り実施	教育現場において、幼稚園教諭は性別により言葉かけや対応を変えず、1人1人の個性を大切にしたいと心がけている。	-		幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、短期的な成果を測ることは困難である。
公立学校において、人権尊重に基づいた男女平等教育を実践するため、男女混合名簿の使用や児童・生徒の呼び方を「〇〇さん」と統一することを継続実施します。	135	指導課	計画通り実施	全ての公立学校において、男女混合の名簿を使用している。また、教職員が児童・生徒の名前を呼ぶ場面では、男女を問わず「さん」と呼ぶなど、教職員の意識を高めることで、人権尊重に基づく男女平等教育やSDGsの視点を踏まえた教育を推進した。	A	男女混合名簿の導入活用により、性別にとらわれないフラットな集団づくりが進み、各種活動における役割分担やグループ編成が自然かつ公平に行われた。教職員が「さん」づけを徹底したことで、教室に互いを尊重し合う丁寧な雰囲気や児童・生徒の間でも自然と敬意をもった言葉遣いが増加した。これに加え、「人権尊重」の視点を取り入れた「性に関する講演会」を実施した。専門的な知見から「性の多様性」や「互いの尊厳を守ること」について学んだことで、児童生徒の理解がさらに深まった。	

○具体的施策:教職員に対する男女共同参画に関する意識啓発

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
県教育委員会等が主催する人権教育や性教育、男女共同参画の視点を養うための研修等への教職員の積極的な参加を促進します。	136	教育総合支援センター	計画通り実施	各学校に対し、人権教育全体計画、人権教育推進計画の策定を行うように働きかけた。市教育研究会人権教育研究部と連携し、人権意識の向上を図る中で、性的マイノリティに関する内容を取り入れ、多くの教職員への参加を促した。	A	市教育研究会人権教育研究部と連携し、性的マイノリティに関する職員研修を実施し、人権意識の向上とともに、男女共同参画に関する意識の涵養を促した。	
教職員を始め、保護者、児童・生徒に向け、11月の茨城県男女共同参画推進月間に実施する男女共同参画啓発事業の資料等、男女共同参画に関する啓発物の配布や周知をし、男女共同参画に関する意識を高めます。	137	市民協働課	計画通り実施	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入り、解説つき)を市ホームページで周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同パンフレットを活用した出前講座を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。	A	出前講座実施:1校	

○具体的施策:家庭・地域社会における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施する際に、子どももいっしょに参加できる講座を企画したり、講座で学んだことを家庭で実践することを促す等の取り組みをします。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進、主要課題8(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進)	138	市民協働課	計画通り実施	保健センター及び公民館との協働事業として、『子どもが共働き世帯や一人親家庭でも無理なく簡単に』料理ができることを周知啓発するための親子料理教室を開催した。開催にあたり、「取手市食生活改善推進協議会」(ヘルスメイト)を講師に迎え、夏休み期間中の子どもの居場所づくりの一環として公民館を利用した事業とした。また、開催後は市ホームページにおいてレシピの公開や参加者の声を広く周知した。[事業No.39、43、49、124]にも掲載	A	参加した保護者への実施後アンケートでは、料理教室の満足度は100%(7人中7人)であった。また、「今回の教室を機に自宅でも同じようなことができれば、と思いました。」などの回答が寄せられた。	
地域団体等へ市男女共同参画紙「風」を配布するなど、地域活動の場における男女共同参画の醸成に取り組めます。(再掲⇒主要課題3(7)地域社会における男女共同参画の推進)	139	市民協働課	計画通り実施	安全安心対策課所管の自主防災会会議において、取手市版「男女共同参画の視点でみる地域防災パンフレット」を配布した。併せて、市ホームページ「防災・安全」>「防災・災害」>「災害に備える」において掲載し、広く市民へ周知を行った。なお、市政協力員にはR5,R6に市政協力員会議や電子回覧板において周知済である。[事業No.14、110、112、115]にも掲載	-		周知・啓発事業であり成果の把握が困難であるため、評価不能とした。

○具体的施策:情報を活用できる能力の向上促進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を向上させるための支援、啓発を引き続き実施します。	140	指導課	計画通り実施	文部科学省で推奨するデジタル・シティズンシップ教育を専門家を活用した授業などを行い、メディアから正しい情報を取捨選択し、正しく活用する能力の育成に努めた。また、生成AIの活用について通知を発行するなど、児童・生徒及び保護者の理解促進に努めた。	A	外部より専門の講師を招いて、生成AIやプログラミングに関する研修を実施し、授業における活用について知見を深めた。また、夏休みの課題における生成AI利用の注意喚起のお知らせを児童生徒及び保護者に通知した。	

(25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

○具体的施策:多様な選択を可能にするための教育現場における支援の実施

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
家庭の経済状況等によって進学機会や学習・意欲の差が生じないような相談体制の整備や取り組みを推進します。	141	指導課	計画通り実施	教育相談部会システムを推進することで、学校における教育相談体制を強化し、児童・生徒の不安や困り感に寄り添う支援を実践できた。さらに、進路指導に関しては、個別面談を充実させ、チームで支援できる体制を構築して対応した。	A	進路指導については、特に小学校においても進路対策委員会の設置を呼びかけ、調査書等の作成・点検を組織的に行うよう助言した。	
教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。(再掲⇒主要課題8(22)人権尊重意識の啓発)	142	教育総合支援センター	計画通り実施	学校職員、養護教諭やスクールカウンセラー等を中心とした、児童生徒の悩みに対する相談体制について、人権や多様性に配慮しながら運営実施を図った。また、人権意識の向上のための校内研修を行い、男女協働参画社会に向けた相談体制の充実を図った。	B	学校職員への校内研修において、教育相談における多様性の理解や人権意識の涵養を図ることができた。	

○具体的施策:子どもたちの自立に向けた力の育成支援

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
体験学習や就業体験などの体験的な学習の機会を子ども達へ提供し、性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図ります。	143	指導課	計画通り実施	学校や地域における体験学習を充実させ、児童生徒一人一人の関心やニーズに基づく学びを提供することができた。また、キャリアパスポートなどを活用して、児童生徒一人一人が自己の学びや能力を振り返り、職業観の醸成やキャリア形成につなげることができた。	A	地域人材活用事業の予算執行率が80%となり、3ポイントの上昇となった。各校における体験学習の充実が図られた。	
ヤングケアラー※1について、教育機会の確保が得られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関等が支援します。また教育機関等が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、心身の健やかな成長及びその自立に向け、連携して支援できる体制を構築します。 ※1 ヤングケアラーとは…本来大人担当と想定されている家族の介護やケア、家事など身の回りの世話を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。	144	教育総合支援センター	計画通り実施	教育相談システムを推進することで、学校における教育相談体制を強化し、児童生徒の困り感に寄り添った支援を行うことができた。また、チーム指導や全員担任制、教育相談部会システム等を生かして、児童・生徒の小さな変化に気付いてチームで支援ができるようにした。さらに、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関から福祉部門へつなぎ、連携して児童生徒を支援する体制づくりを構築した。	B	教育相談システムを推進し、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関から福祉部門へつなぎ、連携して児童生徒を支援する体制づくりを図った。	

○具体的施策:生涯学習分野における男女共同参画の推進

取り組み内容	No.	担当課	取組有無	実施内容	成果	成果の詳細	改善策
家庭生活等、男女共同参画に関連する学習を提供できる人材も登録しているリーダーバンク制度を継続実施し、市民の男女共同参画に関する学習活動を支援します。また、男女共同参画所管課では、男女共同参画業務に携わった人材や団体がリーダーバンク制度に登録するように促します。	145	生涯学習課 市民協働課	計画通り実施 計画通り実施	リーダーバンク制度に約70名が登録し、約7割が女性登録者である。 市ホームページにおいて、『『多様性』をテーマにリーダーバンクに登録しませんか?』を掲載し、男女共同参画等をテーマに生涯学習課所管『とりで学遊プラザ』リーダーバンクに登録し、出前講座の講師となっていた個人・団体を募集している旨を案内した。	B -	○出前講座(リーダーバンク編) ・派遣回数:7回 ・参加者数:161人	
女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、また、社会背景に沿った幅広い知識・教養を身に付けられるよう、公民館において女性学級を実施します。	146	生涯学習課	計画通り実施	小文間、寺原、井野、戸頭、白山、八重洲で女性学級を実施した。豊かな人間性を培うと共に、社会背景に沿った幅広い教養を身につけた。	A	○女性学級実施回数 ・小文間:12回 ・寺原:10回 ・井野:10回 ・戸頭:11回 ・白山:11回 ・八重洲:11回	引き続き、女性としての豊かな人間性を高める学習の機会を提供する。

第3部 数値目標の達成状況

数値目標の達成状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

●主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

		A				B		A/B	担当課
項目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8実績	R8目標値	達成率	
No1 市の各種審議会等における女性委員の割合	29.5%	32.9%	28.8%	28.3%	24.5%		35.0%以上	70.0%	市民協働課
No2 市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	14.0%	8.3%	10.7%	17.2%		25.0% ※特定事業主行動計画R7目標値より	68.8%	人事課 (特定事業主行動計画)

●主要課題2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

		A				B		A/B	担当課
項目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8実績	R8目標値	達成率	
No3 ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度	43.8%				48.2%		50%以上	96.4%	市民協働課
No4 市職員の年次有給休暇平均取得日数	13.0日	13.6日	14.2日	14.3日	15.1日		14.0日 ※特定事業主行動計画R7目標値より	107.9%	人事課 (特定事業主行動計画)

●主要課題3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

		A				B		A/B	担当課
項目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8実績	R8目標値	達成率	
No5 家庭における男女の平等感 ①「平等と思う」割合 ②「平等と思う」割合の男女差	①26.3% ②11.4ポイント女性が少ない				①15.5% ②9.8ポイント女性が少ない		①36%以上 ②8ポイント差以内	①43.1% ②81.6%	市民協働課 (意識調査)
No6 男性の家事に費やす平均時間(1日あたり)	平日 42.4分 休日 67.6分				設問内容見直しにより未実施		平日60分 休日90分		市民協働課 (意識調査)

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

●主要課題4 あらゆる暴力を許さない社会づくり

	項 目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	A	R8実績	B	A/B	担当課
						R7実績		R8目標値	達成率	
No7	相談従事者のDVに関する研修参加回数	年0回	年1回	年1回	年1回	年3回		年1回	300.0%	こども相談課
No8	受けたDVについて「どこに相談してよいかかわからなかった」と答える人の割合	11.9%				10.6%		10%未満	94.3%	市民協働課 (意識調査)

●主要課題5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った

	項 目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	A	R8実績	B	A/B	担当課
						R7実績		R8目標値	達成率	
No9	高等職業訓練促進給付金等事業受給者数	5人/年	3人/年	6人/年	9人/年	7人/年		9人/年	77.8%	こども政策課
No10	地域包括支援センター総合相談件数(延件数※)	26,993件/年	44,357件/年	43,469件/年	45,184件/年	37,871件/年		36,000件/年	105.0%	高齢福祉課
No11	障害者の就労支援・通所支援対応者数	649人	801人	832人	906人	983人		914人	107.5%	障害福祉課

※同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

●主要課題6 生涯にわたる健康の支援

	項 目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	A	R8実績	B	A/B	担当課
						R7実績		R8目標値	達成率	
No12	子宮がん検診受診率	7.4%	12.5%	8.4%	9.2%	9.7%		9.5%	102.1%	保健センター
No13	乳がん検診受診率	9.1%	37.3%	25.4%	22.3%	11.6%		13.6%	85.3%	保健センター
No14	前立腺がん健診受診率	14.0%	17.0%	17.3%	10.0%	9.7%		18.0%	53.9%	保健センター
No15	肺がん検診受診率	17.8%	22.3%	12.8%	13.7%	13.6%		29.3%	46.4%	保健センター
No16	大腸がん検診受診率	7.9%	11.6%	11.6%	8.6%	7.7%		10.0%	77.0%	保健センター
No17	プレママ・プレパパ教室参加者数(延人数※)	214人	399人	390人	407人	326人		230人	141.7%	保健センター

※同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

●主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災対策

	項 目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	A	R8実績	B	A/B	担当課
						R7実績		R8目標値	達成率	
No18	女性の防災士資格取得人数	累計4人	2人 (累計6人)	0人 (累計6人)	1人 (累計7人)	4人 (累計11人)		累計10人	110.0%	安全安心対策課(市防災士育成事業補助金交付者より算出)

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

●主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革

		A			B		A/B		
項目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8実績	R8目標値	達成率	担当課
No19 「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と思う人の割合について、50歳代以上の割合	50歳代以上 ・「そう思う」平均2.4% ・「どちらかといえばそう思う」平均15.4%				50歳代以上 ・「そう思う」平均2.5% ・「どちらかといえばそう思う」平均10.2%		R2比較で減少	・「そう思う」0.1%増加 ・「どちらかといえばそう思う」5.2%減少	市民協働課 (意識調査)
No20 市の男女共同参画事業の認知度	①取手市男女共同参画計画: 9.8% ②取手市男女共同参画推進条例: 6.9% ③取手市男女共同参画紙「風」: 7.1%				①11.8% ②7.4% ③4.2%		①15.0% ②12.0% ③12.0%	①78.7% ②61.7% ③35.0%	市民協働課 (意識調査)
No21 人権教室への参加者数	686名※ ※R2はコロナ禍の影響で中止したため、R元の実績	0名	149名	177名	119名		720名	16.5%	市民協働課

●主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

		A			B		A/B		
項目	R2現況値	R4実績	R5実績	R6実績	R7実績	R8実績	R8目標値	達成率	担当課
No22 教育相談部会を定期的に実施してる公立学校数	①小学校14校 ②中学校6校	①14校 ②6校	①14校 ②6校	①14校 ②6校	①14校 ②6校		①14校 ②6校	100.0%	教育総合支援センター
No23 職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	①小学校9校 ②中学校6校 ※R元現況値	①3校 ②5校	①4校 ②6校	①8校 ②6校	①11校 ②6校		①14校 ②6校	85.0%	指導課
No24 学校における男女の平等感「平等と思う」割合	61.3%				59.8%		70%以上	85.4%	市民協働課 (意識調査)

資 料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)

- ・男女の地位に対する意識
- ・家事に費やしている時間
- ・育児に費やしている時間
- ・介護・看護に費やしている時間
- ・男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

取手市男女共同参画推進条例

取手市男女共同参画推進条例施行規則

取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図

取手市

男女共同参画に関する市民意識調査

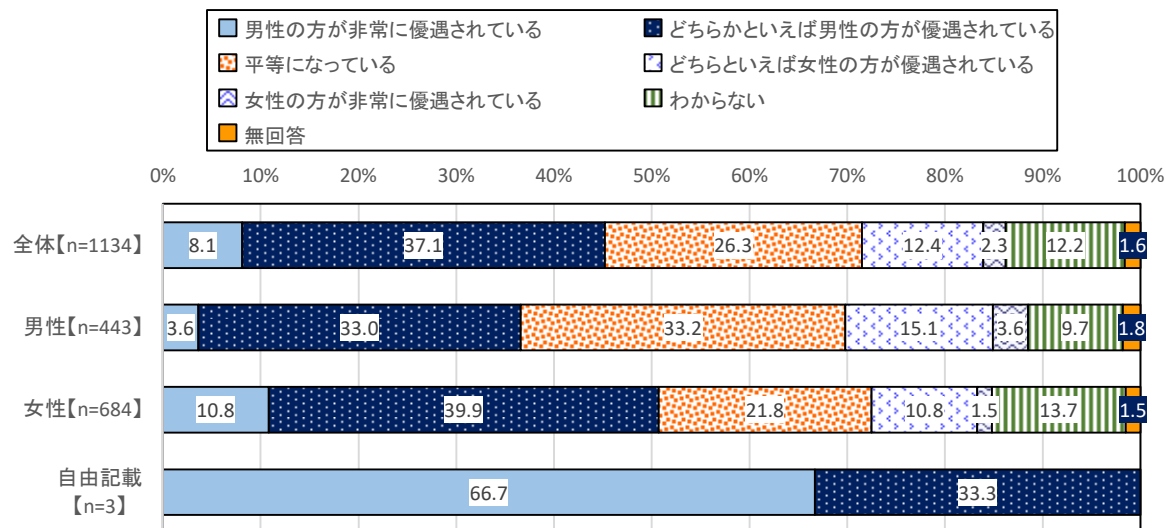
【令和2年10月実施】

調査結果報告書(抜粋)

（２）男女の地位に対する意識

問 10 次にあげる分野において、男女の地位はどのようなになっていると思いますか。（①～④についてそれぞれ該当する「１～６」に○を１つ）

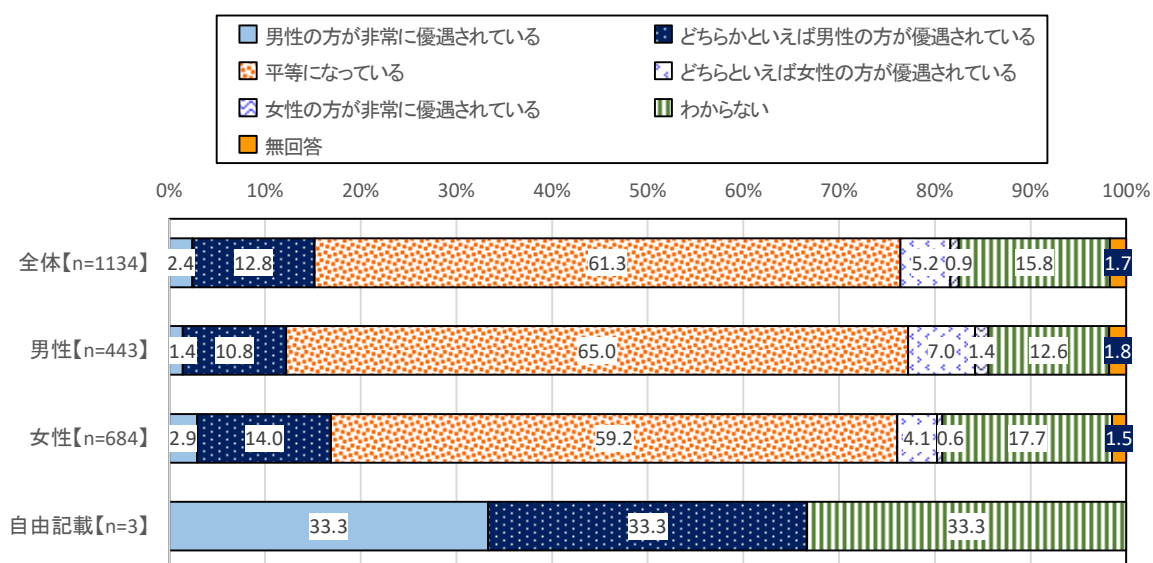
①家庭生活



『①家庭生活』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（37.1%）が最も多く、次いで、「平等になっている」（26.3%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（12.4%）、「男性の方が非常に優遇されている」（8.1%）、「女性の方が非常に優遇されている」（2.3%）となっている。一方、12.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性では「平等になっている」（33.2%）が僅差で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（33.0%）を上回った。女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（39.9%）が最も多くなっている。

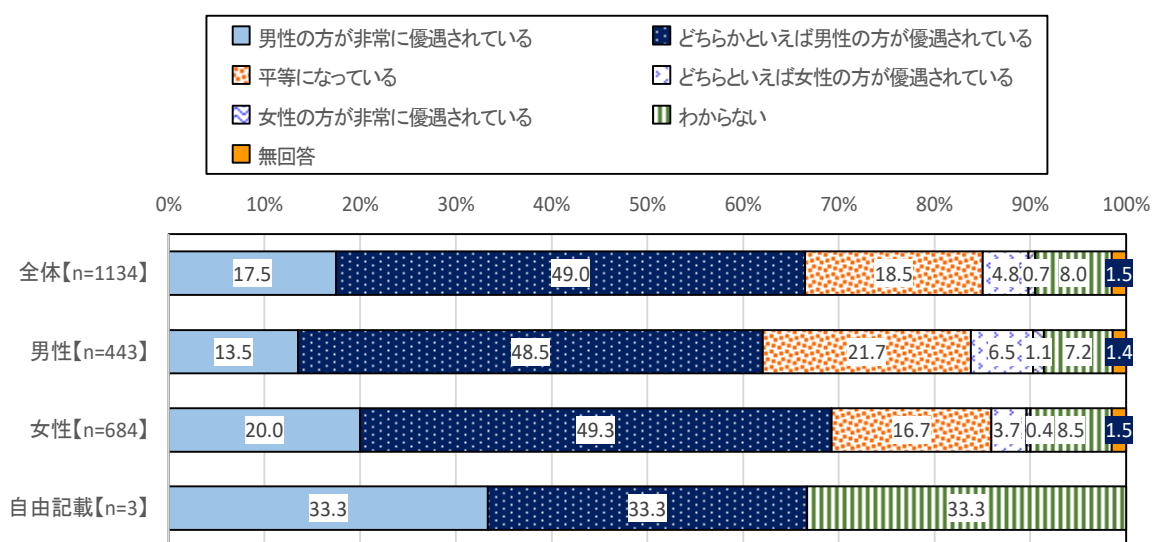
②学校教育



『②学校教育』における男女の地位に対する意識について、全体では「平等になっている」（61.3%）が半数を占めている。次いで、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（12.8%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.2%）、「男性の方が非常に優遇されている」（2.4%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.9%）となっている。一方、15.8%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「平等になっている」が最も多くなっている。

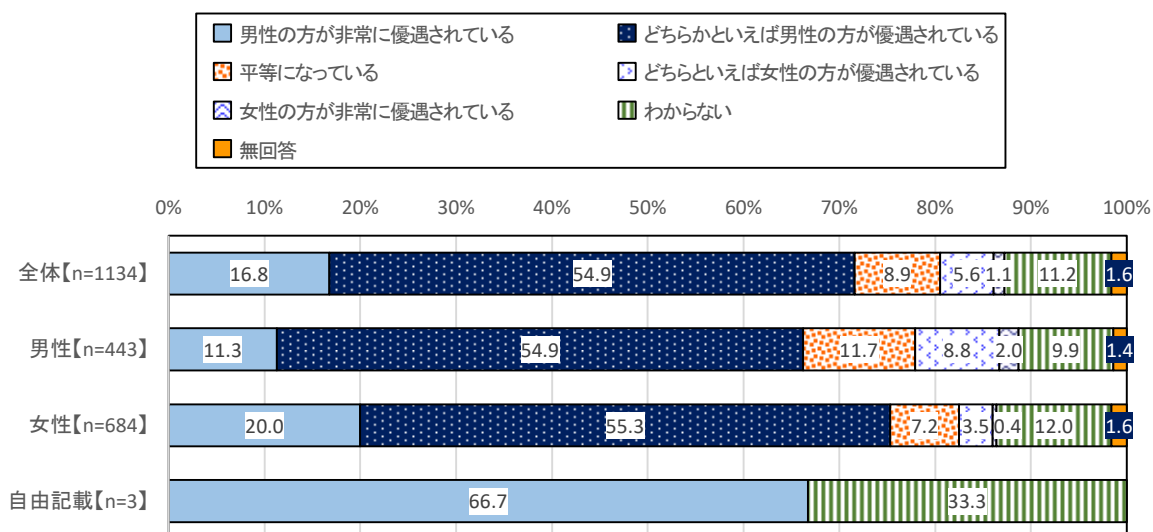
③職場



『③職場』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（49.0%）が最も多くなっており、次いで、「平等になっている」（18.5%）、「男性の方が非常に優遇されている」（17.5%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（4.8%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.7%）の順となっている。一方、8.0%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっている。

④社会全体



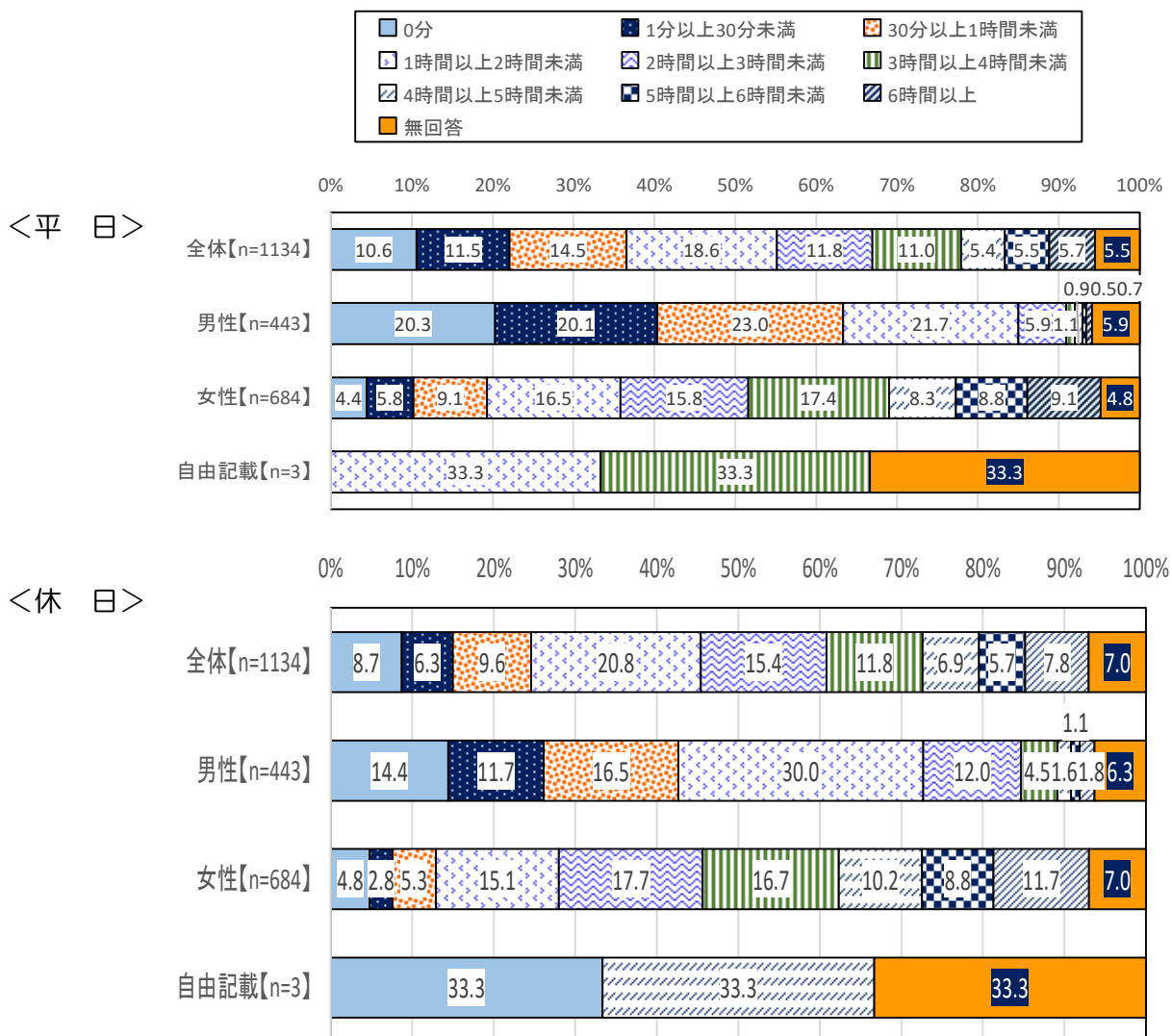
『④社会全体』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（54.9%）が半数を占めている。次いで、「男性の方が非常に優遇されている」（16.8%）、「平等になっている」（8.9%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.6%）、「女性の方が非常に優遇されている」（1.1%）の順となっている。一方、11.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっているが、次点では、男性は「平等になっている」（11.7%）が僅差で「男性の方が非常に優遇されている」（11.3%）を上回ったが、女性は「男性の方が非常に優遇されている」（20.0%）となっている。

(3) 家事に費やしている時間

問 11 次にあげる①～③について、あなたはどれくらい時間をかけていますか。平日（月曜日～金曜日）、休日（土曜日、日曜日、祝日）それぞれの1日あたり平均時間をご記入ください。

①家事



平日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（18.6%）が最も多く、男性では「30分以上1時間未満」（23.0%）、女性では「3時間以上4時間未満」（17.4%）が最も多い。

休日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（20.8%）が最も多く、男性では「1時間以上2時間未満」（30.0%）、女性では「2時間以上3時間未満」（17.7%）が最も多い。

●家事に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=1077】	115.4 分（1.9 時間）	136.8 分（2.3 時間）
男性【n=421】	42.4 分（0.7 時間）	67.6 分（1.1 時間）
女性【n=652】	162.8 分（2.7 時間）	181.8 分（3.0 時間）
自由記載【n=2】	120.0 分（2.0 時間）	120.0 分（2.0 時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。（下表も同じ）

家事に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が115.4分（1.9時間）、休日が136.8分（2.3時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも家事に費やす時間は長くなっている。

▶既婚未婚別

《未婚者（離婚・死別を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=420】	60.8 分（1.0 時間）	80.5 分（1.3 時間）
男性【n=184】	39.3 分（0.7 時間）	51.1 分（0.9 時間）
女性【n=235】	77.6 分（1.3 時間）	103.4 分（1.7 時間）
自由記載【n=1】	60.0 分（1.0 時間）	0.0 分（0.0 時間）

《既婚者（事実婚を含む）》

	平 日	休 日
全体【n=646】	152.0 分（2.5 時間）	174.8 分（2.9 時間）
男性【n=231】	44.7 分（0.7 時間）	81.2 分（1.4 時間）
女性【n=414】	211.9 分（3.5 時間）	226.9 分（3.8 時間）
自由記載【n=1】	180.0 分（3.0 時間）	240.0 分（4.0 時間）

平日／休日のいずれにおいても、男性、女性ともに「既婚者（事実婚を含む）」のほうが家事に費やす時間は長く、中でも女性はその傾向が顕著となっている。

<年代別>

	平 日	休 日
18～19 歳 【n=26】	39.8 分 (0.7 時間)	47.3 分 (0.8 時間)
20～24 歳 【n=87】	36.6 分 (0.6 時間)	41.0 分 (0.7 時間)
25～29 歳 【n=89】	76.0 分 (1.3 時間)	100.9 分 (1.7 時間)
30～34 歳 【n=85】	91.5 分 (1.5 時間)	118.6 分 (2.0 時間)
35 ～ 39 歳 【n=125】	129.0 分 (2.2 時間)	145.5 分 (2.4 時間)
40～44 歳 【n=85】	151.7 分 (2.5 時間)	171.0 分 (2.9 時間)
45 ～ 49 歳 【n=131】	120.7 分 (2.0 時間)	149.8 分 (2.4 時間)
50 ～ 54 歳 【n=135】	131.7 分 (2.2 時間)	169.9 分 (2.8 時間)
55～59 歳 【n=117】	132.9 分 (2.2 時間)	163.2 分 (2.7 時間)
60～64 歳 【n=73】	147.5 分 (2.5 時間)	176.0 分 (2.9 時間)
65 ～ 69 歳 【n=121】	134.7 分 (2.2 時間)	133.7 分 (2.2 時間)

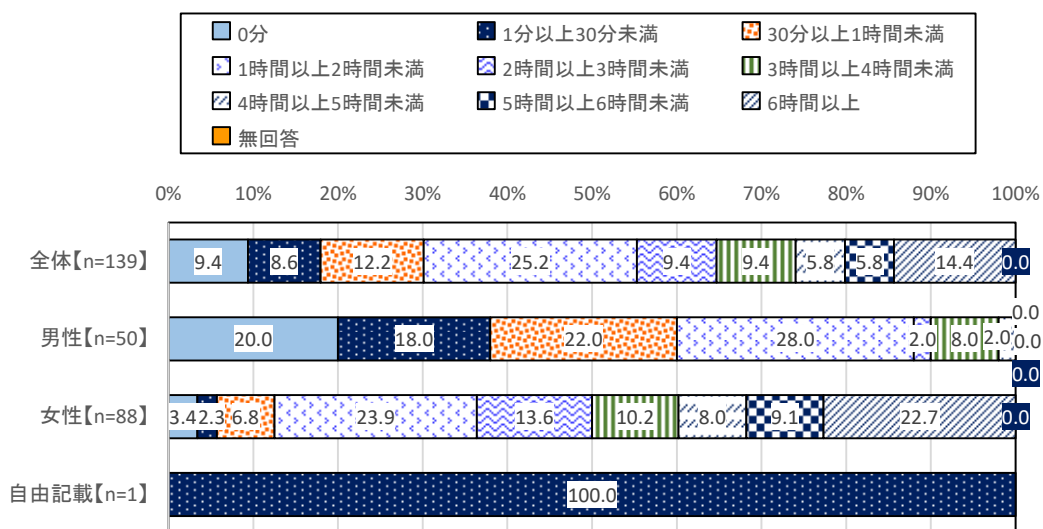
※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、年代階層が上がるにつれて家事に費やす時間は長くなっている。

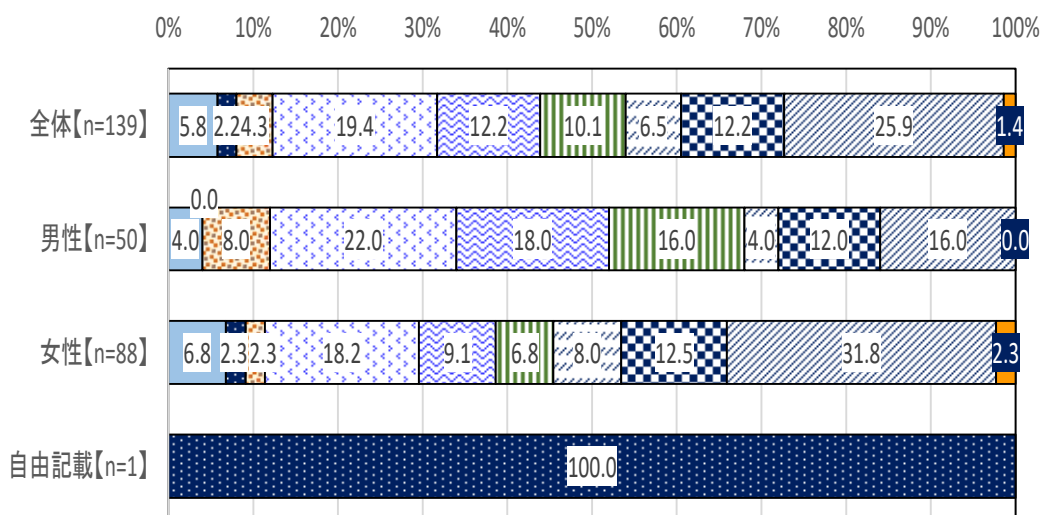
(4) 育児に費やしている時間

②育児

【該当者
(子どもがいる人)】
＜平 日＞



＜休 日＞



育児に該当する子どもがいる割合は、全体では12.3%、男性では11.3%、女性では12.9%となっている。

平日に育児に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（25.2%）が最も多くなっている。男女別でも男性、女性のいずれも「1時間以上2時間未満」が最も多くなっている。次点は、男性が「30分以上1時間未満」（22.0%）であるのに対し、女性は「6時間以上」（22.7%）となっている。

休日に育児に費やす時間は、全体では「6時間以上」（25.9%）が最も多い。男女別では、男性は「1時間以上2時間未満」（22.0%）、女性では「6時間以上」（31.8%）が最も多い。

●育児に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=139】	175.8 分（2.9 時間）	263.5 分（4.4 時間）
男性【n=50】	50.0 分（0.8 時間）	212.0 分（3.5 時間）
女性【n=88】	249.1 分（4.2 時間）	295.6 分（4.9 時間）
自由記載【n=1】	10.0 分（0.2 時間）	10.0 分（0.2 時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

育児に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が175.8分（2.9時間）、休日が263.5分（4.4時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも育児に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

	平 日	休 日
18～19 歳【n=1】	150.0 分（2.5 時間）	150.0 分（2.5 時間）
20～24 歳【n=0】	—	—
25～29 歳【n=10】	407.0 分（6.8 時間）	573.2 分（9.6 時間）
30～34 歳【n=18】	261.3 分（4.4 時間）	351.3 分（5.9 時間）
35～39 歳【n=45】	214.3 分（3.6 時間）	271.6 分（4.5 時間）
40～44 歳【n=28】	117.9 分（2.0 時間）	218.6 分（3.6 時間）
45～49 歳【n=23】	71.5 分（1.2 時間）	201.7 分（3.4 時間）
50～54 歳【n=12】	64.2 分（1.1 時間）	112.5 分（1.9 時間）
55～59 歳【n=1】	90.0 分（1.5 時間）	90.0 分（1.5 時間）
60～64 歳【n=1】	60.0 分（1.0 時間）	0.0 分（0.0 時間）
65～69 歳【n=0】	—	—

※時間数の無回答は除いて算出。

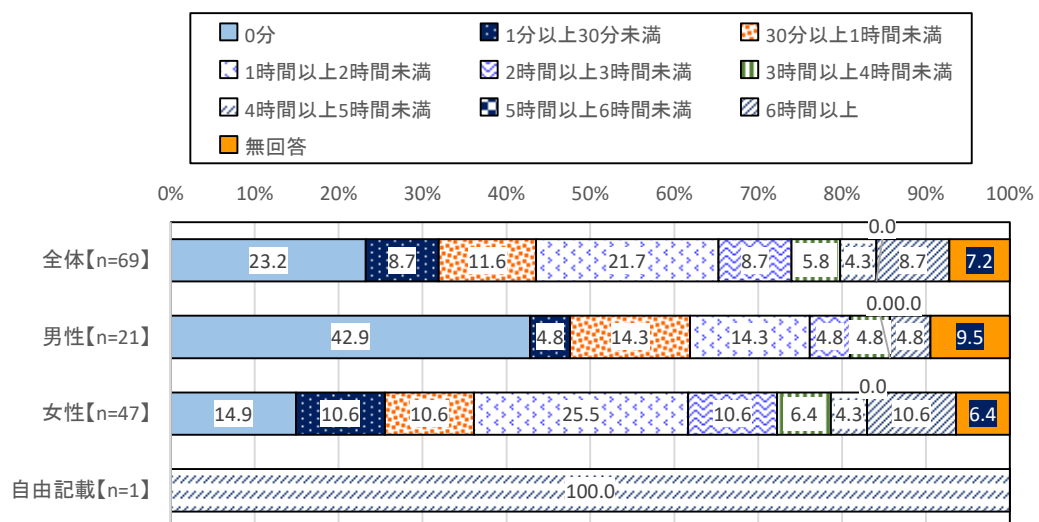
年代別にみると、平日／休日ともに「25～29 歳」において、育児に費やす時間は最も長くなっている。

(5) 介護・看護に費やしている時間

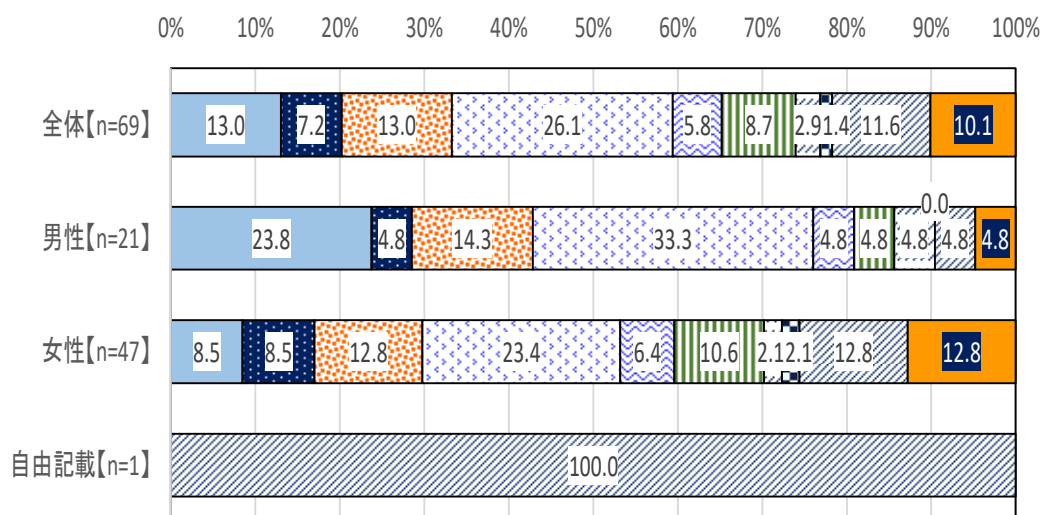
③介護・看護

【該当者（要介護者・
看護がいる人）】

<平 日>



<休 日>



介護・看護に該当する家族がいる割合は、全体では 6.1%、男性では 4.7%、女性では 6.9%となっている。

平日に介護・看護に費やす時間は、全体では「0分」（23.2%）が最も多い。男女別で見ると、男性は「0分」（42.9%）、女性では「1時間以上2時間未満」（25.5%）が最も多い。

休日に介護・看護に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（26.1%）が最も多い。男女別では、男性、女性いずれも「1時間以上2時間未満」が最も多い。

●介護・看護に費やす平均時間（１日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=67】	108.9 分（1.8 時間）	146.6 分（2.4 時間）
男性【n=20】	49.5 分（0.8 時間）	74.5 分（1.2 時間）
女性【n=46】	131.8 分（2.2 時間）	173.2 分（2.9 時間）
自由記載【n=1】	240.0 分（4.0 時間）	360.0 分（6.0 時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

介護・看護に費やす１日あたりの平均時間は、全体では、平日が 108.9 分（1.8 時間）、休日が 146.6 分（2.4 時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれにおいても、女性のほうが男性よりも介護・看護に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

	平 日	休 日
18～19 歳【n=1】	0.0 分（0.0 時間）	0.0 分（0.0 時間）
20～24 歳【n=1】	10.0 分（0.2 時間）	10.0 分（0.2 時間）
25～29 歳【n=7】	33.6 分（0.6 時間）	44.3 分（0.7 時間）
30～34 歳【n=1】	240.0 分（4.0 時間）	360.0 分（6.0 時間）
35～39 歳【n=2】	60.0 分（1.0 時間）	90.0 分（1.5 時間）
40～44 歳【n=7】	32.9 分（0.5 時間）	34.3 分（0.6 時間）
45～49 歳【n=7】	98.6 分（1.6 時間）	62.7 分（1.0 時間）
50～54 歳【n=11】	90.0 分（1.5 時間）	125.5 分（2.1 時間）
55～59 歳【n=13】	98.4 分（1.6 時間）	135.4 分（2.3 時間）
60～64 歳【n=8】	252.5 分（4.2 時間）	297.5 分（5.0 時間）
65～69 歳【n=9】	168.9 分（2.8 時間）	306.7 分（5.1 時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

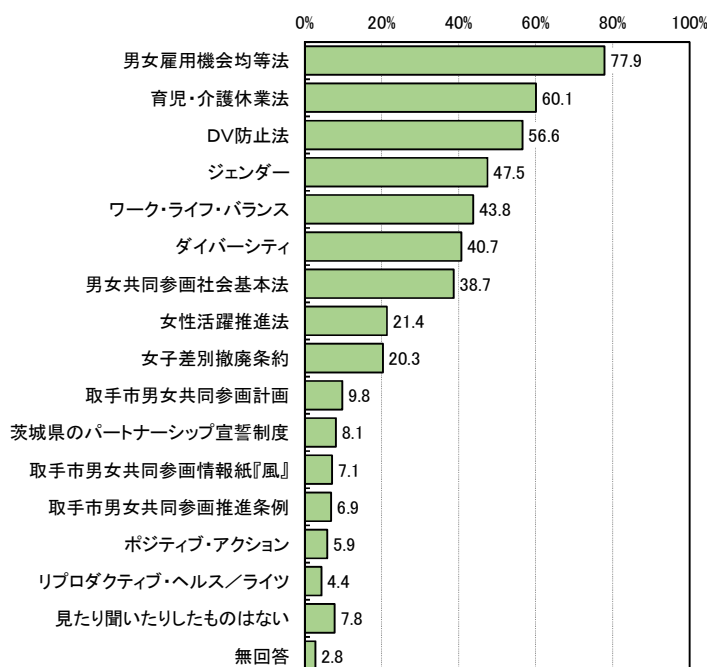
年代別にみると、年齢階層が上がるにつれて、介護・看護に費やす時間も長くなっている。

9 男女共同参画社会について

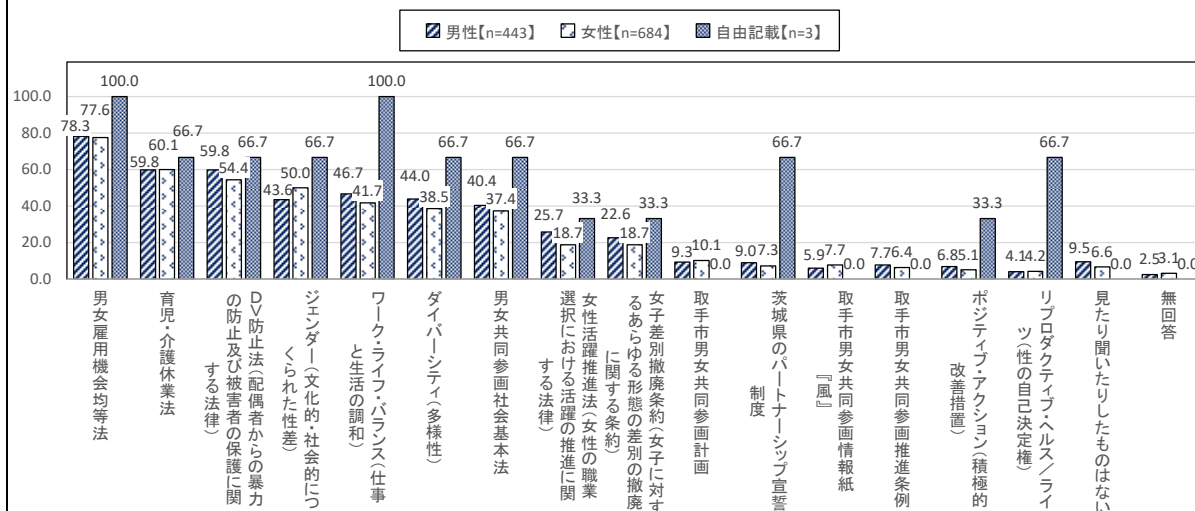
(1) 男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

問 35 以下の言葉や施策等の中で、あなたが見たり聞いたりしたものはありますか。
(〇はいくつでも)

【n=1,134】



<男女別>



男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度をみると、全体では「男女雇用機会均等法」が77.9%で最も高く、以下、「育児・介護休業法」(60.1%)、「DV防止法」(56.6%)、「ジェンダー」(47.5%)、「ワーク・ライフ・バランス」(43.8%)、「ダイバーシティ」(40.7%)などが上位に挙げられている。一方、7.8%は「見たり聞いたりしたものはなし」と回答している。

男女別にみると、男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度について、男女差はそれほど大きくない状況がうかがえる。

○取手市男女共同参画推進条例

平成17年1月4日

条例第1号

改正 令和4年3月18日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条～第20条）

第3章 取手市男女共同参画審議会（第21条～第23条）

第4章 雑則（第24条）

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、全ての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、全ての人が平等で生き生きと暮らすことができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)性別 生物学的な性別及び社会的又は文化的に形成された性別をいう。
- (4)性別等 性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）をいう。
- (5)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又は当該関係にあった者に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (6)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (7)事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第12条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

る。

（情報の収集及び分析）

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（年次報告）

第 14 条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（男女共同参画推進月間）

第 15 条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年 11 月とする。

（市民及び事業者の自主的な活動の支援）

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解を深めるための措置）

第 17 条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 18 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（積極的改善措置の実施）

第 19 条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情等の処理）

第 20 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見（以下「苦情等」という。）を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第 3 章 取手市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者

(3) 市民

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプラン^{ひと}については、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

付 則（令和4年条例第7号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年1月4日

規則第1号

改正 平成17年3月25日規則第78号

平成18年3月31日規則第22号

平成19年8月27日規則第56号

平成20年3月31日規則第17号

平成26年3月18日規則第12号

令和4年9月2日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第20条第1項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第3条 条例第20条第1項の規定により申出のあった苦情等进行处理するため、取手市男女共同参画苦情処理員（以下「苦情処理員」という。）を置く。

2 苦情処理員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第4条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第20条第2項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。

(2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。

2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。

3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1)判決、裁決等により確定した事項

(2)裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項

(4)議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5)年度内に同一人が行った同一申出に関する事項

(6)前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でないと市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書（様式第2号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第6条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書（様式第3号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 条例第20条第2項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

(1)人権相談、法律相談、取手市ドメスティック・バイオレンス相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関

(2)茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第8条 条例第21条第1項に規定する取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(オンライン会議システムによる会議の開催等)

第9条の2 会長は、次に掲げる場合に該当するときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

- (1) 災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により審議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
- (2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により審議会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した審議会の開会の求めがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

3 前項の規定により会長の許可を得て会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなす。

4 前3項に定めるもののほか、オンライン会議システムを活用した会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(審議会の委員等)

第10条 条例第22条第3項第2号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体

2 条例第22条第3項第3号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する18歳以上の者をいう。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成１７年規則第７８号）

この規則は、平成１７年３月２８日から施行する。

付 則（平成１８年規則第２２号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

付 則（平成１９年規則第５６号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成２０年規則第１７号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

付 則（平成２６年規則第１２号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

付 則（令和４年規則第４０号）

この規則は、公布の日から施行する。

＜取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図＞

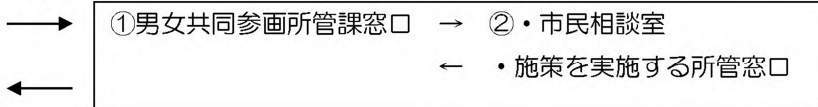
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

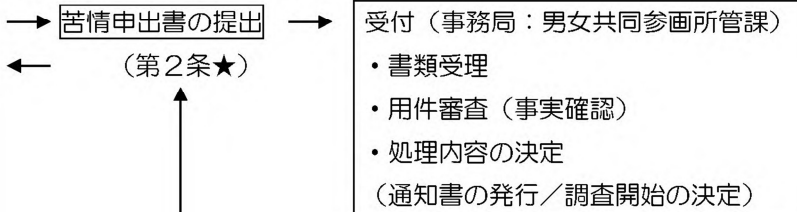
ア、相談のみで解決する場合



国県施策

国：内閣府男女共同参画局、行政評価局、法務省、厚生労働省・茨城労働局雇用環境均等室
県：女性活躍・県民協働課、県苦情・意見処理委員会、労働政策課

イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



非該当
（第5条第2項★）
「対象外通知」

該当事項

調査開始の決定

通知（連絡）

→ 市の機関（施策担当課）
当該関係機関

調査実施（第4条第1項2号★）
苦情処理員が処理方法を検討
・関係書類などの閲覧・写しの提出
・当該該当者からの事情聴取

通知（完結）

非該当
（第5条第2項★）
「対象外通知」

調査の終了

通知（完結）
苦情処理通知書6条★

調査結果
・処理通知書の送付（事務局）
・必要があると認めるときは助言・是正の要望

助言・是正
の要望

●＜申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき＞

←＜より専門的な知識をもった機関が他にあるとき＞

引継・助言・紹介

★取手市男女共同参画推進条例施行規則

市
民



令和8年度(令和7年度実施分)

第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課